

JIM

Journal of
Image &
Information
Management

JIIMA

2024
11・12
NOV. DEC

Topic

デジタル時代の信頼性を確保する 新たなスタンダード:C2PAの取り組み

文書情報管理士検定団体受験 企業インタビュー

リコー・ジャパンが語る 文書情報管理士の重要性とその背景

連載（最終回）

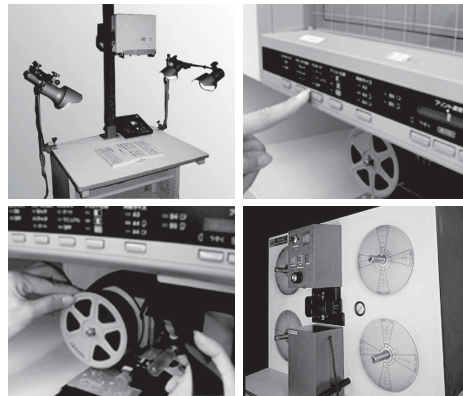
文化庁 AIと著作権に関する考え方をまとめる 「AI生成物の著作物性」

Document Scanning&Conversion

すべてのドキュメントをデジタル化する
デジタル化アドバイザー



HS Inc. Image & Information Management Service



Digital Conversion

マイクロフィルムデジタルコンバート
コンサルティング

Document Archives の最先端を行く



HS エイチ・エス写真技術株式会社

Image & Information Management Service

LOOKING AT FUTURE OF OFFICE NEEDS

URL <http://www.hs-shashin.co.jp>

Address

本社 / 553-0003 大阪市福島区福島4丁目8番15号
TEL 06-6453-4111 FAX 06-6453-3999

HS ASAMI GROUP
H・S アサミグループ

関西写真工業株式会社	電子ファイリング・CAD 設計
アサミクリエイト設計株式会社	機械・電機設計製図請負
アサミ情報システム株式会社	GIS 構築・ソフトウェア開発
アサミ計測情報株式会社	
アサミテクノ株式会社	機械全般の設計業務請負 (2D3D CAD)

HS Network

横 浜	045-508-3885	本 部	06-6452-0101
敦 賀	0770-23-7283	テクニカルセンター	06-6453-6188
若 狭	0770-32-9150	堺	072-241-1839
滋 賀	0749-64-0847	神 戸	078-671-7488
京 都	075-671-7980		



KONICA MINOLTA

Giving Shape to Ideas

あらゆる
マイクロフィルム
形態に対応し、
情報の運用・管理を
支えます

PCとの接続で蘇る「マイクロフィルム=レジェンドメディア」からの情報の利活用が可能

多彩な機能と検索力を集約した マイクロフィルムスキャナー



※写真はLS5200Bです。

PCと共にデスクトップに設置可能な軽量・小型設計のマイクロフィルムスキャナー。ブリップ検索も可能になることでより快適な作業を実現します。また、タッチパネルにも対応する簡単・快適操作の専用アプリケーション「SL-Touch」も標準装備。省スペースと高性能を両立し、「マイクロフィルム=レジェンドメディア」の活用シーンを拡大します。

使用フィルムの形態に合わせて機種モデルの選択が可能

ブリップ検索対応、正確な高速自動検索・ファイル出力

6.8x~105xの幅広いズーム&光学解像度430dpi

Legend Scanner シリーズ

○FCモデル/LS5000F ○電動RFCモデル/LS5100R
○ブリップ検索モデル/LS5200B

大切な貴重書や劣化図書などの原本を 傷めずに高品質でスキャンができる フェイスアップスキャナーシステム



フルカラー・フェイスアップスキャナーシステム

ScanDIVA

出張スキャンにも対応
優れた可搬性

原稿に優しく劣化を防ぐ
LED光源採用

細部まで鮮明にスキャン
光学解像度400dpi

多彩な編集／加工が可能
アプリケーション搭載

○アーカイブモデル/
ScanDIVA SD8800A
○標準モデル/
ScanDIVA SD8000G

「マイクロフィルム=レジェンドメディア」から 蘇る情報の利活用ができる最新鋭機

「Legend Viewer」

リーダプリンター機能/
スキャナー機能の
切り替えがワンタッチ

スキャンも、プリントも、
デジタルならではの
高速・高画質を実現

充実した便利機能と
多彩なオート機能で
操作が簡単



※写真はLV7100です。

A3スクリーン・A3プリンター搭載

LV7100

A4スクリーン・A3プリンター搭載

LV6100

各機種ともに高品質・高信頼性の国内生産

〈国内総販売元〉

コニカミノルタ ジャパン株式会社

〒105-0023 東京都港区芝浦1-1-1

<https://konicaminolta.com>

商品に関するお問い合わせは **0120-805039**

受付時間 9:00~12:00・13:00~17:00(土、日、祝日を除く)

先進の磁気テープが、 ビッグデータの未来を守る。



富士フイルム独自のアーカイブソリューション 『ディターニティ』

社内のデータ保管に関する「効率化」「コスト削減」「安全性強化」など、さまざまなデータ保管・管理のニーズに、磁気テープを使用したアーカイブソリューション『ディターニティ』がお応えします。



内部保管する

データアーカイブソリューション
ディターニティ オンサイトアーカイブ

大容量・低コスト・簡単操作のアーカイブ専用ストレージ。

ハードディスク(HDD)と最新のテープライブラリを組み合わせた、長期保管用ストレージシステムです。



デジタル化する

デジタル化・データ変換サービス
ディターニティ コンバージョン

コンテンツを最新デジタル環境に変換。



最新のデジタル
環境に変換

●本製品についてのお問い合わせは



〒104-0061 東京都中央区銀座8-20-36 東京第一支店 TEL. 03 (3546) 7720

札幌支店 011(708)3541 仙台支店 022(796)2101 北関東支店 048(640)5795 東関東支店 043(305)4901 神静支店 045(620)0863
名古屋支店 052(228)7865 大阪支店 06(6745)1643 中四国支店 082(232)9261 福岡支店 092(282)6301



2024・11・12月号 通巻第614号

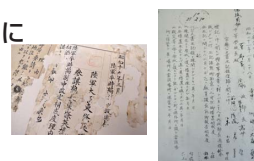
IM電子版はPDFで閲覧できます。

ダウンロードしたPDFならびにプリントは、著作権法に則った範囲でご利用ください。
 JIIMAに許可なく業務・頒布目的で利用した場合は著作権法違反となり罰せられますのでご注意ください。

- 4…………… デジタル時代の信頼性を確保する新たなスタンダード：
 C2PAの取り組み
 サイバートラスト株式会社 三室 貴文
- 11…………… AIIMブログより
 「AIと情報管理：人間の入力とテクノロジーの交差点をナビゲートする」
 「AI時代のデータ・プライバシー」
 「ダイヤモンドの原石を磨く：情報ガバナンスがAI主導のイノベーションを促進する方法」
 【連載 生成AIの時代】
 第8回 ジェネAIが切り拓く検索と情報活用の未来
 株式会社第一生命経済研究所 柏村 祐
- 16…………… 【連載 文化庁 AIと著作権に関する考え方をまとめる】
 第3回（最終回） AI生成物の著作物性
 国際大学GLOCOM客員教授 城所 岩生
- 24…………… 【連載 公文書管理法に学ぶ―自治体の文書管理改善―】
 第3回 公文書のライフサイクル管理
 ARMA米国本部フェロー 小谷 允志
- 28…………… 【連載 公文書管理シリーズ】
 第52弾 灰になった公文書と戦史編さん―学ぶべき教訓はどこに
 JIIMA広報委員会 認証アーキビスト 長井 勉
- 33…………… 文書情報管理士検定団体受験 企業インタビュー
 リコージャパンが語る文書情報管理士の重要性和その背景
- 38…………… 文書情報管理士 合格者からのひと言
- 40…………… 【委員会活動報告】文書情報管理士検定試験委員会
 文書情報流通を实践する人材を育成する
- 42…………… 【委員会活動報告】文書情報マネージャー認定委員会
 自治体向けの公文書管理セミナー始動
- 44…………… 関西イメージ情報業連合会がセミナー&ビアパーティを開催！
 ～東海イメージ情報業連合会も参加し、大盛況～
 関西イメージ情報業連合会（KIU） 関 雅夫



能力	「タグス」時代	「ジェネAI」時代
情報収集	キーワード選択と必要情報の抽出	AIへの的確な質問と回答の引き出し
情報の解釈	検索結果の理解と信頼性の判断	AI回答の良利的吟味と独自解釈
問題解決	検索結果を基に自力で解決策を案出	AIとの協働による新たな発見創出
創造性	既存情報を参考に独自アイデア創出	AI提案を基に人間の感性で創造



- 46…………… ニュース・ア・ラ・カルト
- 経済産業省 「生成AI時代のDX推進に必要な人材・スキルの考え方2024」を発表
 - ウイングアーク1st 文書情報管理士が実施する電子帳簿保存法対応済み企業向け「プロレクチャー電帳法点検」サービスを提供開始
 - リコージャパン 改正・電子帳簿保存法への対応状況に関する調査を実施
 - TOKIUM 「インボイス制度に関する実態調査」を実施
 - インフォマート「バックオフィスの課題に関する調査」を実施
 - ITR 電子請求書受取サービス市場規模推移および予測を発表
 - 各社ニュース
- 48…………… 新製品紹介
- 富士フイルムビジネスインノベーション(株) 「ApeosPort-VII C R」シリーズ
 - 株リコー 「RICOH Pro 8420S/Pro 8410S/Pro 8400S」 「RICOH Pro 8420Y/Pro 8420HT/Pro 8410Y/Pro 8410HT」
 - エプソン販売(株) 「PX-M7120F/PX-M7120FP」 「PX-S7120/PX-S7120P」
- 49…………… コラム
- 第3回 箸休め 「レコード・磁気テープをめぐる記憶」
 志度寺ノ記録資料研究所 毛塚 万里
- 50…………… ■ IM編集委員から

広告ガイド

エイチ・エス写真技術株式会社	表2
文書情報マネージャー第42回認定資格取得セミナー	表3
文書情報管理士検定試験 2025冬試験	表4
コニカミノルタジャパン	前1

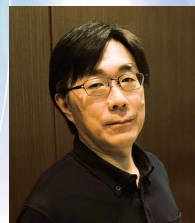
株式会社ムサシ	前2
文書情報マネジメント概論 (第3版)	37頁
令和5年度税制改正対応 e文書法 電子化早わかり	41頁
JIIMA入会のおすすめ	45頁

デジタル時代の信頼性を確保する 新たなスタンダード： C2PAの取り組み

デジタルコンテンツの信頼性が問われる現代、C2PAはその出所や真正性を保証する新たな技術標準として注目されている。本記事では、C2PAの基本的な仕組みやその必要性、具体的な活用事例、そして将来の展望について解説する。

サイバートラスト株式会社
シニアR&Dエンジニア

み むろ たか ふみ
三室 貴文



C2PAとは？

C2PA (Coalition for Content Provenance and Authenticity) は、デジタルコンテンツの出所や真正性を保証するための技術標準を策定するために、2021年にAdobe、Arm、Intel、Microsoft、Truepicなど世界的なテクノロジー企業が協力して設立された団体である。この団体名を日本語に訳すのは少々難しいのだが、C2PA創設メンバーの1社であるMicrosoftは「コンテンツの出所と信ぴょう性に関する連合」、Adobeは「コンテンツ来歴および信頼性のための標準化団体」と表現している。

C2PAは画像ファイルや動画ファイルなどのデジタルコンテンツに対して、「メタデータ」と呼ばれる情報を埋め込む技術を規格（仕様）化している。このメタデータには、そのコンテンツがどこで、いつ、誰によって作成されたか、またどのように編集されたかといった情報や、改ざん防止・作成者認証のためのデジタル署名、タイムスタンプなどが含まれている。この情報によってユーザーはコンテンツの出所・来歴を確認し、その信頼性を判断することができるようになる。

なぜC2PAが必要なのか？

デジタル化が進む現代において、インターネット上では膨大な量の画像や動画などのデジタルコンテンツがやり取りされている。しかし、その全てが正しいものではなく、中には不正確な情報や捏造されたコンテンツも数多く含まれており、そのコンテンツが本当に正しいものなのか、信用して良いものなのかは個人の判断に委ねられているのが実情である。

デジタルコンテンツはその特性上、非常に容易にコピーや改変することが可能であり、例えば意図的に編集あるいは改ざん

されたニュース画像や映像が、あたかも正しい情報かのように公開・拡散されると、世論をミスリードしたり、それを発端に国際問題に発展したりしてしまう可能性を生じるなど、社会的にも大きな影響を与えるリスクがある。

また、今年2024年は、既に行われた台湾、ロシアなどをはじめ、アメリカなど世界の多くの国で大統領選挙や議会選挙が行われる「選挙イヤー」とも言われている。選挙戦となると、昔から怪情報や偽情報が流布されることがあったが、現代においてはSNSなど情報拡散の手段が増えたことと、昨今の生成AIの急速な進歩・普及により、誰もがより簡単にフェイク画像や動画などを作成し、それを広く拡散できてしまうようになっている。

実際にアメリカ大統領選に向けては、「社会的に大きな影響力を持つ著名人が特定の候補者を支持している」、あるいは「その候補者への投票を呼び掛けている」とするフェイク画像や動画が作成・拡散され、選挙戦の行方をも左右しかねない状況となっており、その影響は大きく懸念されている。

さらに、デジタルコンテンツの権利管理も重要な課題であり、コンテンツの作成者あるいは編集者が誰か（自然人によるものなのか、生成AIによるものなのかを含め）を明確にし、創作者や表現者、メディアが安心してコンテンツを公開できる環境を確立することも必要である。

これらの課題や時代背景に対して、デジタルコンテンツの信頼性や信ぴょう性を確保し、誤情報や偽造コンテンツのリスクを軽減するために必要な技術として、C2PAの取り組みが注目されている。

C2PAの参加企業とパートナーシップ

C2PAには、世界各国の多種多様な業界から170を超える企業・組織が参加している。（2024年8月現在）

Steering Committee Members



General Members



(出典) C2PAホームページ

図1 一般会員以上の参加企業

日本からもソニーがSteering Committee (運営委員会) メンバーとして参加している他、一般会員としてキヤノン、富士フィルム、日本放送協会 (NHK)、ニコンの各社・団体が参加している。サイバートラストも一般会員として参加している。

C2PAの活動は、運営委員会メンバーを中心にテクニカルワーキンググループ (TWG) が組織され、さまざまな参加者が議論や協議を行っている。また、関連団体とも密接に連携していて、特にC2PA発足の母体の一つであるContent Authenticity Initiative (CAI) は、C2PAの仕様に沿ってコンテンツクレデン

シャル (コンテンツ認証情報) を確認できるVerifyサイトや学習・開発などに利用できるオープンソースツールを提供するなど、C2PAの普及活動を行っている。

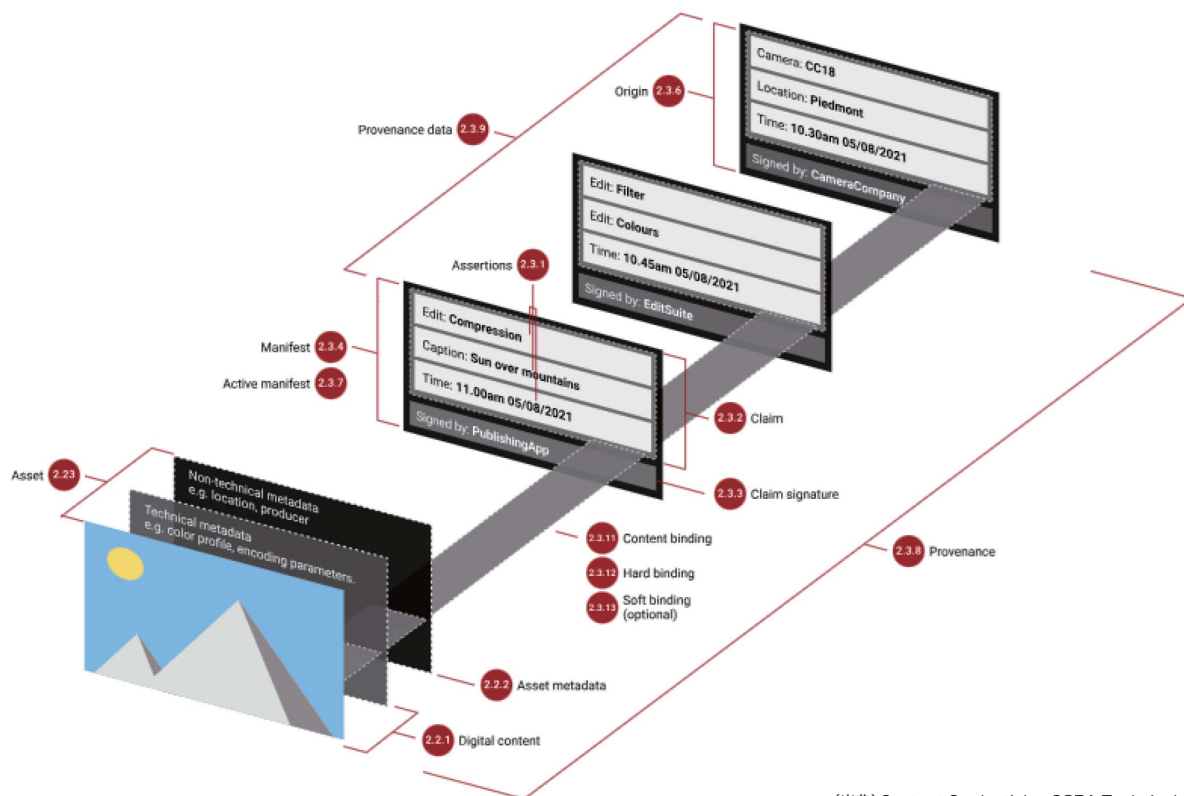
C2PAの仕組みについて

C2PAはデジタルコンテンツの出所や編集履歴を証明するための技術標準を策定しているが、特にデジタル画像や動画に対して、その信頼性を保証するために設計されている。C2PAの仕組みは、コンテンツクレデンシャルと呼ばれるメタデータをデジタルコンテンツに埋め込むことで機能する。メタデータとは、デジタルファイルに埋め込まれる追加情報で、コンテンツの作成者、作成日時、編集履歴などの詳細を含むことができる。

現在は、一般的に使われることの多い、AVI、JPEG、M4A、MOV、MP3、MP4、PNG、SVG、TIFF、WAVなどの画像ファイルや動画ファイル、音声ファイルの形式がサポートされている。

・メタデータの付与

C2PAの技術では、デジタルコンテンツが生成または編集さ



(出典) Content Credentials : C2PA Technical Specification

図2 メタデータの付与について

れた際に「マニフェスト (Manifest)」と呼ばれるデータを埋め込む。このマニフェストには、コンテンツがどこで、いつ、誰によって作成されたか、さらにどのように編集されたかの情報が記録される。このマニフェストによって、コンテンツが生成された時点から、その後、仮に複数回の編集を経ても一連の変更履歴として情報が蓄積され、コンテンツの信頼性を確認するための重要な情報となる。また、マニフェストの信頼性を保証するために暗号技術 (デジタル署名やタイムスタンプ) を利用しており、メタデータが改ざんされることを防ぎ、安全に保持される仕組みになっている。

・メタデータの確認

C2PAのメタデータは、前述のCAIが公開しているVerifyサイトやオープンソースツールを使用して内容を見ることができる。またCAIは「コンテンツクレデンシャルピン」(CRピン) という、画像や動画などのコンテンツを表示するソフトウェア上で簡単にコンテンツの来歴を確認できるアイコンの普及も進めており、AdobeやMicrosoftなどが実装推進を表明している。これらのツールや機能を用いることで、ユーザーはコンテンツの出所や編集履歴を確認し、その信頼性を判断することができる。ただし、特に画像ファイルからメタデータを削除することは非常に容易であり、メタデータを付与することが信頼性を確保する完全な解決策ではないため、電子透かし技術 (Watermark) との併用など継続的な技術開発が進められている。

C2PAを活用する具体的な事例



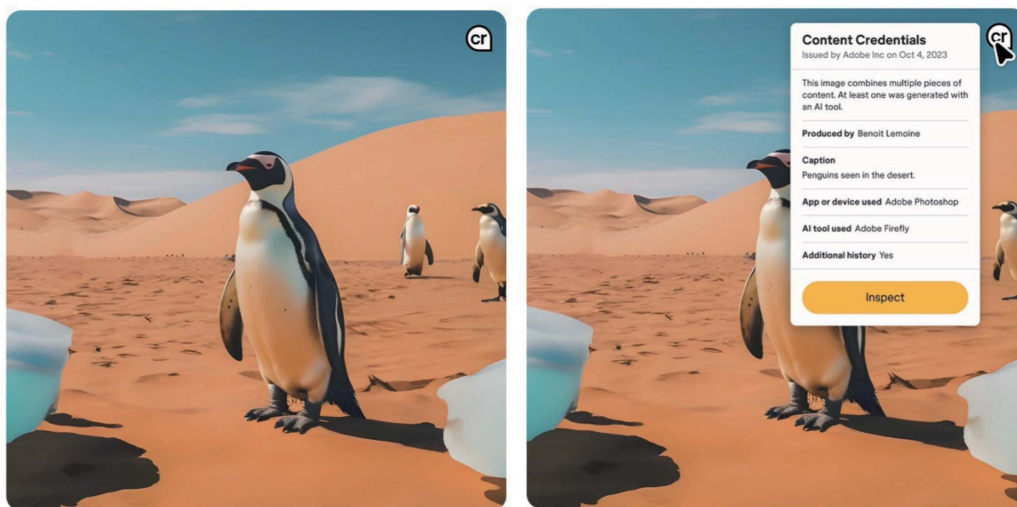
C2PAの技術は既にさまざまな分野で実証実験から実際に活用される段階に入り始めており、ここではいくつかの具体的な事例を紹介する。

・ニュースメディアでの活用

BBCなどの報道機関は、例えばTNI (Trusted News Initiative) パートナシップやProject Originなど、C2PAの技術を活用してニュース映像や画像、その他テキストベースのデジタルメディアなどの出所を明確にし、情報の信頼性を高める取り組みを行っており、視聴者は報道内容の真正性を確認することで誤情報の拡散を防ぐことができる。まだ実活用段階ではないが、日本ではNHK放送技術研究所が、偽情報・誤情報のまん延防止や視聴者に信頼される放送を目指して研究開発を進めており、NHK放送技研公開でプロトタイプを公開するなどしている。

・生成AIコンテンツの来歴付与

一部の生成AIは、生成した画像ファイルにC2PAメタデータを埋め込むことで、それが生成AI由来のコンテンツであることを証明するようになっている。なお、アメリカにおいては2023年10月に「安全、安心、信頼できる人工知能に関する大統領令^{※1}」が発行され、AI生成コンテンツを明確にラベル付けす



(出典) Content Credentialsホームページ

図3 コンテンツクレデンシャルピンの確認の例

※ 1 <https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2023/10/30/fact-sheet-president-biden-issues-executive-order-on-safe-secure-and-trustworthy-artificial-intelligence/>

るためのコンテンツ認証と透かしのガイドラインを作成する、としている。

・デジタルカメラへの導入

LeicaはC2PAに基づいた真正性証明機能をデジタルカメラに実装しており、撮影された画像データの出所を確認することで写真の信頼性を保証している。また、ソニーのデジタルカメラも一部の報道機関向けにC2PA機能の提供を開始している。

C2PAに対応した製品例

いくつかの製品やサービスで、C2PAの技術の実装を見ることができる。

・デジタルカメラ：Leica M11-P^{※2}

Leicaは世界初のC2PA対応デジタルカメラとして、2023年10月にプロフェッショナル向けカメラ「M11-P」を発表した。画像データの生成と編集の透明性を高め、画像データの来歴情報の認識が可能になっている。

・画像編集ソフトウェア：Adobe Photoshop^{※3}

AdobeはPhotoshopデスクトップbeta版にC2PAの技術をContent Credentials (Beta) として実装しており、作成者がコンテンツを書き出しまたはダウンロードする際に、コンテンツクレデンシャル情報を追加できる（ファイル形式はJPGとPNGのみ）。

・画像生成AI：Microsoft Bing Image Creator^{※4}

MicrosoftはBing Image CreatorにC2PA規格のメディア証明機能を実装しており、暗号化手法を用いて、AI が生成したコンテンツにその出所に関するメタデータをマークし、署名する、としている。

・画像生成AI：OpenAI DALL-E 3^{※5}

OpenAIはDALL-E 3にC2PA準拠のメタデータを自動的に追加する機能を導入している。これにより、画像がAIによって作成されたものであることを識別できるようになっている。

・ブラウザ拡張機能：Digimarc^{※6}

Digimarcは業界初となるオープンソースのGoogle

Chromeウェブブラウザ拡張機能をベータリリースしており、マニフェストが存在する画像をブラウザで表示した場合にCRピン機能を利用できるようにしている。

これらの製品・サービスは、C2PAの技術を活用している先進的な一例であり、またFacebookやInstagram、LinkedInといったデジタルコンテンツを取り扱うソーシャルメディアプラットフォームでのC2PA対応も進められており、さらに多くの製品やサービスに実装されることが期待されている。

C2PAの課題と限界

このようにデジタルコンテンツの信頼性を高める取り組みとして有効なC2PAであるが、現時点ではいくつかの課題と限界も存在する。

・技術的な課題

C2PAはデジタルコンテンツにメタデータを埋め込むことでその出所や編集履歴を証明するが、そのメタデータによって、コンテンツ自体の品質を損なわないようにすることや、ファイルサイズが増大しすぎないことが求められる。また、異なるフォーマット形式への変換時やプラットフォーム間での互換性を確保すること（メタデータが欠落しないようにすること）も重要である。

・信頼の起点の課題

C2PAは、デジタル署名等に利用する電子証明書に関する汎用のC2PAトラストリスト（C2PAエコシステム内で信頼できる署名者を識別する起点となる、信頼できるルート証明書の一覧）について、仕様上、言及はしているが未リリースである。また、C2PAトラストリストは、主にC2PAを利用するハードウェアデバイスやソフトウェアの識別に焦点を当てており、メディア業界等における利用の識別とは区別する考え方もあるようだ。後者については、実装者や利用ドメインが適切な信頼モデルやトラストリストを選択・構築することも仕様上認められており、いずれにしてもグローバルで、または業界全体で共通の信頼の起点となるパブリックトラストリストの早期確立が期待される。

※2 <https://leica-camera.com/ja-JP/photography/cameras/m/m11-p-black>

※3 <https://helpx.adobe.com/jp/photoshop/using/content-credentials.html>

※4 <https://blogs.bing.com/search/september-2023/Bing-Preview-Release-Notes-New-Experiences-Powered-by-Bing-Image-Creator>

※5 <https://help.openai.com/en/articles/8912793-c2pa-in-dall-e-3>

※6 <https://www.digimarc.com/press-releases/2023/11/30/digimarc-launches-industry-first-c2pa-content-credentials-browser>

・鍵管理の課題

上記信頼の起点と併せて、コンテンツ発出・編集者側では、C2PAのデジタル署名に使用する自らの秘密鍵を正しく管理することが、コンテンツクレデンシャルの信頼性の確保には欠かせない。秘密鍵の紛失・漏洩は、悪意の第三者によるなりすましの署名につながる可能性もある。実利用段階に至る際には、既に製品・サービスに組み込まれている以外の場合、USBやHSM (Hardware Security Module)、リモート署名サービスを利用した自らの秘密鍵の管理・運用方法なども要検討であろう。

・普及の課題

C2PAを広く普及させるためには、多くの企業や組織がこの規格を採用する必要がある。しかし、全ての関係者が一斉に採用し、実装することは不可能であり、全世界で広く普及するまでにはまだ相応の時間を要するものと考えられる。

・偽情報対策の限界

C2PAはあくまでもデジタルコンテンツの来歴を示すものであって、コンテンツ自体の真偽を証明することはできない。そのため、偽情報の拡散を完全に防ぐことは困難であり、あくまでもユーザー自身がメタデータの情報を確認し、コンテンツの信頼性を判断する必要がある。

・耐量子計算機暗号対応

C2PAは、デジタル署名などにおいて既存の暗号技術 (RSA や ECDSA) を用いており、これらは量子コンピュータの進化と共に脆弱となる可能性が指摘されている。これに対し、NIST (米国標準技術研究所) はPQC (耐量子計算機暗号) への暗号移行に向けた標準化作業を進めている。C2PAはまだPQCの利用や移行について言及していないが、将来的に移行を検討する必要性が生じて来ると考えられる。

これらの課題と限界を乗り越えるためには、技術の進化だけでなく、デジタルカメラや生成AI、画像編集ソフトウェア、ニュースメディアなどのような、コンテンツの生成から配信に直接関わる業界のみならず、コンテンツを表示・再生するアプリケーションやプラットフォーム側での対応も進められる必要があり、つまりは社会全体での協力とコンセンサスの形成が不可欠であり、多種多様な企業・組織からのC2PA参加メンバーによって継続的に議論されている。

C2PAの将来展望

C2PAはその普及と発展に向けて様々な取り組みを進めているが、今後の展望としていくつかの重要な方向性が挙げられる。

・国際的な普及と標準化

C2PAはコンテンツクレデンシャルの採用をインターネット全体に拡大することを目指しており、C2PAの仕様を国際標準規格 (ISO) にしようとする取り組みがなされている。

・教育キャンペーンの展開

C2PAはデジタルコンテンツの生成や公開に関する理解と認識を広めるための教育キャンペーンを開始している。このキャンペーンは、MicrosoftとOpenAIにより設立されたSocietal Resilience Fund (社会レジリエンス基金) からの助成金を受けて実施され、コンテンツクレデンシャルの有用性について説明し、コンテンツの信頼性に対するユーザーの意識を高めることも目的としている。

・グローバルな普遍性の追求

C2PAは、あらゆるハードウェアやソフトウェア、プラットフォームにおいて幅広く利用可能となることを目指している。ブラウザやTV、その他街中や電車の中など至る所に存在するデジタルサイネージで表示されるコンテンツの全てにCRピンが見えているという世界になれば、CRピンが無いコンテンツは怪しいと誰もが感じるようになり、偽情報の流布は困難になっていくかもしれない。

まとめ

C2PA (Coalition for Content Provenance and Authenticity) は、デジタル時代における情報の信頼性を確保するための技術標準である。本記事では、C2PAの基本概念から適用例、そして将来の展望まで幅広く解説した。

C2PAは、デジタルコンテンツにメタデータを埋め込むことで、その出所や編集履歴を証明する仕組みを提供している。この技術は、偽情報や誤情報の拡散が社会問題となっている現代において、コンテンツの信頼性を示す極めて重要な役割を果たしており、デジタルカメラや画像編集ソフトウェア、生成AI、ニュースメディアなど、様々な分野で実際に活用され始めている。

しかし、C2PAには、コンテンツ自体に及ぼす影響、信頼の

起点や鍵管理、技術の普及など、解決すべき課題が存在する。これらの課題に取り組みながら、C2PAは今後さらなる発展を遂げていくことが期待されている。

デジタルコンテンツの信頼性を高め、透明性のあるデジタル社会を実現するための手段として、C2PAの重要性は今後ますます高まるものと考えられ、その発展と普及に大いに注目していく必要がある。

(参考) C2PAに興味を持たれた方に



C2PAに興味を持ち、より詳しい情報を知りたい方は、以下のC2PAホームページを参照されたい。

<https://c2pa.org/>

また、実際にC2PAの技術に触れたり、活用したりしたい方、C2PAの取り組みに参加したい方は以下を参照されたい。

●デジタルコンテンツへのコンテンツクレデンシャルの付与を試してみたい方：

前述の「C2PAに対応した製品例」に挙げたような、C2PAに対応した製品・サービスを利用されたい。

●ファイルに付与されたコンテンツクレデンシャルの内容を確認してみたい方：

以下のVerifyサイトにコンテンツクレデンシャルが付与されたファイルをドロップすることで、コンテンツの来歴情報を確認することができる。

<https://contentcredentials.org/verify>

なお、手短かに試されたい方は、例えばCAIのBlog（例：以下URL）上のJPEG画像の多くがコンテンツクレデンシャル付きなので、ダウンロードして上記Verifyサイトで見てみる方法がある。

<https://contentauthenticity.org/blog/august-2024-this-month-in-generative-AI-forensics-weaponized/>

また、Leica社が自社のC2PA対応デジタルカメラM11-Pを使用して撮影し、それをAdobe社の画像編集ソフトウェアPhotoshopで編集したサンプル画像を公開している。以下のサイトの中ほど、「A look at the Content Credentials」の項目の下部にある[→Analyze Credentials]をクリックすることで、コンテンツクレデンシャルの内容がどのように表示されるかを確認することができる。

<https://leica-camera.com/en-US/photography/content-credentials>

●C2PAに関わる実際の開発・実装や、それに向けての技術的なより深い理解を希望する方：

CAIがツールやSDKをオープンソースとしてGitHubにて公開している。

<https://opensource.contentauthenticity.org/docs/introduction/>

<https://github.com/contentauth>

c2patoolあたりから試されるのがよいと思う。ツールにはサンプルの電子証明書と鍵ペアも1セット含まれており、デジタル署名を含むコンテンツクレデンシャルの作成やコンテンツへの付与が試せる。

なお、特にC2PA関連のコミュニティ（後述）に参加しなくても、これらのオープンソースの利用やC2PA技術の利用に問題はない。

●C2PAのデジタル署名に利用する電子証明書について検討されようとしている方：

実証実験（PoC）を含め、あるドメイン内でC2PAを利用しようとする場合、複数枚の電子証明書が必要になるケースもあるかと思うが、前述の通りC2PAトラストリストはまだ確立されておらず、現状は独自に認証局（CA）を用意して証明書を発行するか、一般に販売されている証明書を流用するかになる。

CAIのGetting Startedには、reference onlyとしてSSL/TLS証明書の販売サイトがいくつか例示されているが、厳密にはSSL/TLS証明書のC2PAへの利用は利用規約やCP/CPS（認証局運用規）の利用目的からは外れると思われる。当社もeシール用証明書を含め、サイバートラストiTrust電子署名用証明書での検証も行っているが、独自のテスト用認証局も試すなどしており、簡単な質問や情報交換のレベルから気軽に相談いただきたい。

●C2PA関連のコミュニティ参加を検討されようとしている方：

C2PA関連のコミュニティとしては、CAIとC2PAがある。

CAIは、ユーザー層としてクリエイティブ業界やメディア、プラットフォーム企業など、様々な企業が非常に数多く参加しており、また個人での参加も可能である。事例紹介などもあることから、まずは情報収集やネットワーキング目的で参加してみるの是一种のアプローチであると思う。ちょうど、“A new era of CAI community: workshops and events for our members”の中でCAI community hubへの参加を呼び掛けており、以下を参照されたい。

<https://contentauthenticity.org/blog/cai-events-september-2024>

一方、C2PAは仕様検討・策定が主となっていくことから、前述のツール・SDKを試すなどして理解を深めてから加入の要否を検討するのも遅くはないと思う。C2PA参加の詳細は以下の通り。

C2PAの会員種別は、権限に応じて以下の3種類がある。（金額はいずれも2024年8月現在）

・運営メンバー（Steering Member）：年会費\$27,000

各ワーキンググループに参加でき、メンバーシップ契約で免除されない限り運営委員会にも参加できる。

・一般会員（General Member）：年会費\$5,000

各ワーキンググループに参加できるが、運営委員会には参加できない。

・貢献者（Contributor）：年会費無料

運営委員会によって指定されたワーキンググループに参加できるが、運営委員会には参加できず、投票に参加する資格は無い。

なお、C2PAに入会するためには、別途Linux Foundationにも参加する必要がある。詳細は以下のC2PAメンバーシップサイトを参照してほしい。

<https://c2pa.org/membership/>



デジタルドキュメント 2024
2024年11/13 WED ~ 27 WED
デジタル新時代、
今こそ経営課題解決のチャンス！
～ DX加速、AI進化に備える業務のデジタル化 次の一手 ～
詳しくはこちら

【デジタルドキュメント 2024】開催決定！

デジタル新時代、今こそ経営課題解決のチャンス！
～ DX 加速、AI 進化に備える業務のデジタル化 次の一手 ～

国税庁による特別講演、ベストプラクティス賞の受賞事例も無料で一挙公開！



開催日程 2024年11月13日（水）～11月27日（水）

開催方式 オンライン（特設サイトでのオンデマンド動画配信）

来場登録用 URL https://www.jiima.or.jp/dd2024_entry/

JIIMA デジタルドキュメント



AIIMブログより

1944年に設立されたAIIM (Association for Information and Image Management) は、67ヶ国以上の情報リーダーを支援する非営利団体です。AIIMのビジョンは、AI時代におけるインテリジェントな情報およびデータ管理を通じて、すべての組織がより良いビジネス成果を達成できるよう支援することとされています。またAIIMでは、プロセスの効率化、コンプライアンスの確保、最新技術の活用を支援するために、実用的なリソース、専門的なトレーニング、ガイダンス、およびツールを提供しています。今回は、AIIMの記事からAIに関する3つの記事を翻訳して紹介いたします。

AIと情報管理： 人間の入力とテクノロジーの交差点をナビゲートする

元ジェパディ^{※1}・チャンピオンとして、私は膨大な情報を記憶し、思い出すことの重要性を身をもって体験してきた。この知識や技能は、ゲームショーで役に立っただけでなく、情報管理の領域における人間の入力と人工知能 (AI) の関係についての私の見解にも役立っている。

AIの限界：ワトソンからの教訓

2011年、IBMのスーパーコンピューター「ワトソン」が、ジェパディで最も有名な2人のチャンピオン、ケン・ジェニングスとブラッド・ラターと対戦した時に、ある問題で、ワトソンを含む3人の出場者全員が不正解を出した（ワトソンは他の出場者が出したのと同じ不正解を出した）。この瞬間に私はワトソンが自ら新しいことを学ぶことができず、知識は入力された情報に制限されていたという事実を認識した。

これは、AIについての基本的な真実をよく表している。組織がAIベースの技術にますます投資するようになる中、人間と同じようにAI自体も不完全であることを認識することが不可欠である。AIのシステムへの実装を確実に成功させるためには、反復、テスト、品質管理を優先し、情報やデータの価値は最終的に人間の解釈に由来することを認識する必要がある。

AIの役割：補助技術 vs. 人間の代替

AIが人間の仕事を引き継ぐという憶測がしばしば聞かれるが、私は、現在のところ、ほとんどのAIは人間の役割を完全に代替するものではなく、補助的なツールとしての役割を果たしていると考えている。

米国政府の運輸長官ピート・ブティジェッジは、最近、交通技術会議でこのテーマを取り上げた。彼は、自動車で使用される支援技術について解説し、これらのAIベースの技術はドライバーを支援することはできるが、人間の認識と制御の必要性を排除するものではないことを、「自動車が自動運転できるからといって、運転者は運転席で寝ていても良いということにはならない」と例えて強調した。

同じ原則が、顧客の課題に対応するためにボットへの依存を強めているカスタマーサービス部門にも当てはまる。これらのAIを使用したポッドのユーザーとして、また観察者として、私はボットの利便性と限界について理解を深めた。何の意味もない支援を提供し続けるボットとそのループから抜け出せないでいる顧客を見ると、問題はAIそのものにあるのではなく、その背後にある方法論、開発、プロジェクト管理プロセスにあることが明らかになる。ポッドにAIを使用した場合、全体の80%の問題

※1 アメリカ合衆国で放送されているクイズ番組

には非常に役立つかもしれないが、残りの20%の問題では、判断がはるかに複雑になり、ますます問題が大きくなる。

開発プロセスの重要性

私の経験では、開発プロセスは結果として技術以上に重要であり、方法論、プロジェクト管理、システム開発、ライフサイクル、品質管理テスト、反復テストに注力することがより良い製品を生み出し、自己満足や凡庸さを避けるために不可欠である。

そして、生成AIの台頭により、開発者が品質を確保し自己満足を避ける責任を果たさないと、その影響は開発者だけでなく消費者にも及ぶ。政府機関や民間企業の情報管理担当者は、この点に関して自分たちの責任の度合いを考慮する必要がある。

期待を管理し、AIの価値を売り込む

AIを効果的に管理するために、これらの技術が本質的に補助的なものであることを理解することが極めて重要である。スペルチェッカーが文脈理解の欠如を補うことができないように（例えば、their、there、they'reの違いを理解することはできない—スペルはすべて正しいが、文脈によって意味が異なる）、AIは完全なソリューションではなく、補助的なものと捉えるべきである。例えば、音声認識技術では、正確性を確保するための校正と改良が必要である。

AIの価値をステークホルダーに売り込む際には、技術的な詳細だけでなく、運用上のメリットに焦点を当てることが不可欠である。組織内の各部門の課題と目標を理解することで、情報管



理の専門家は、AIがどのように組織の特定の弱点に対処し重要な戦略をサポートできるかを示すことができる。

結論

AIと情報管理の領域において、人間の入力とAIの交差点をどう導くかには、微妙なアプローチが必要である。AIの限界を認識し、強固な開発プロセスを優先し、期待を管理し、これらのAIを使用した技術の価値を効果的に伝えることで、人間の洞察力と解釈の重要な役割を維持しながら、支援ツールとしてAIの力を活用することができる。この急速に進化する状況の中で前進する際、AIは結局のところ人間の入力によって価値を持つという事実を見失わないことが重要である。

この記事は2024年7月9日付でThe AIIM blogに掲載されたプリシラ・エメリー (Priscilla Emery) の「AI and Information Management: Navigating the Intersection of Human Input and Technology」を基に作成しています。

AI時代のデータ・プライバシー

データ・プライバシーと人工知能 (AI) は、今日の情報分野における二大問題である。しかし、業界や一般メディアでこの2つの問題が大きく取り上げられているにもかかわらず、まだよく理解されていないのは、この2つがいかに密接に絡み合っているか、そして正しい土台なしにこの2つの問題に取り組むことがいかに危険であるかということにある。ここでは、最も一般的なリスクを回避するために熟考すべきいくつかのポイントを紹

介する。

はじめに、この問題を考察する指針となる主要な2つの前提条件を整理する：

1. 実務として、データ・プライバシーとは、組織の内部（従業員、投資家など）または外部（顧客、サプライヤーなど）に関係なく、サービスを提供する人々の個人識別情報 (PII)

Personally Identifiable Information)を保護することを指す。これは新しい問題では無いが、数年前にEUでGDPRが可決され、米国では州法が相次いで施行され、コンプライアンスや罰則にかかるコストが急増しているため、経営上の大きな関心事となっている。

2. 技術面では、私たちが考えがちなAI(例えば、スマートロボットが私たちの仕事と世界を引き継ぐ)は存在しない。そのようなものが存在しないことが情報ガバナンスの領域では明白であり、そこでは機械学習と呼ばれるプログラムによってコンピュータが情報を処理している。コンピュータには情報のコーパス(corpus)^{*2}が与えられ、あらかじめ決められた目的のためにその情報を分析するための条件設定がされる。そして大概の場合、それは驚くほど上手く機能する。

良いこと、悪いこと、そして酷いこと

機械学習は非常にうまく機能するため、多くの場合、膨大なテキストの中から条件に合った情報を検出するために使用され、この情報を削除、編集、または他の手段で修正することができる。例えば、「XXX-XX-XXXX」という数字パターンを個人識別情報として検索する条件をAIに設定すると、AIは社会保障番号の可能性が高いと判断し、それを含む文書はプライバシー保護が必要であると判断する。これは、このような情報を取り扱う業界関係者から「非常に良い」と評価されている。

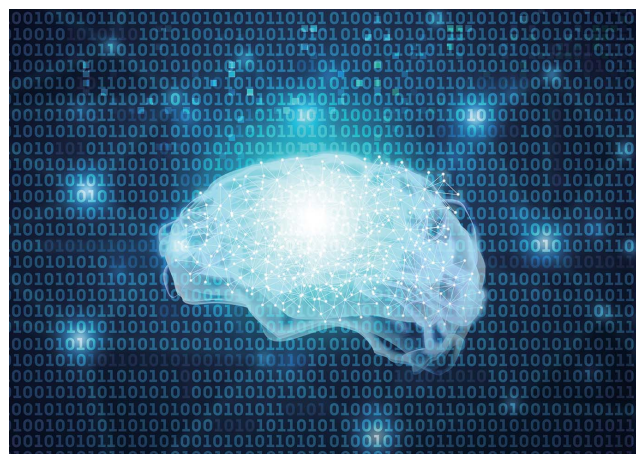
しかし、AIには非常に悪い面もあり、それはAIの技術が新しいコンテンツを生成するのに優れているという一般的な認識に根ざしている。生成AIとして知られるAIは、人々の入力を補助することに長けている。しかし、それは生成AIが作成した答えが良い(例えばタイムリーであったり、正確であったり)ということではない。つまり、もしもあなたの入力に個人識別情報が含まれていれば、結果の出力にも個人識別情報が含まれている可能性が高く、結果の出力を再利用した後続の文書にも個人識別情報が含まれていることがあげられる(私はこの手法を「反芻するAI」と呼んでいる)。

そしてさらに酷いことには、使用されている生成AIのエンジンが、アルゴリズムを改善するために利用可能な情報量を増やす時にあなたの入力を使用する場合だ。これが意味するのは、入力された個人識別情報が、その時点から生成されるあらゆるコンテンツのソースとして使用されるということである。

三つの教訓

すべての新しいテクノロジーがそうであるように、AIには明確なメリットとリスクがあり、前者を最大化し、後者を最小化するために、考慮すべき3つの要点がここにある:

1. 無償利用が可能な商用のAIには、機密性の高いものは絶対に入れないこと。そうしなければ、他人の意図とは関係なく、それを見たり使ったりしないようにすることはできない。
2. AIを使用して調査やアプリケーションの試験的開発をした場合は、ライセンスを得て、組織内に限って実装すること。理論的には、これによってデータを管理することができ、外部と遮断された安全な状態を保つことができる。
3. AIに入力するソースが可能な限り正確で、タイムリーで、プライバシーが管理されていることを確認するために、事前に情報ガバナンスに取り組むこと。結局のところ、入力する情報がよく吟味されていればいるほど得られる結果に高い信頼性を持つことができるからだ。



この記事は2024年3月27日付でThe AIIM blogに掲載されたスティーブ・ワイズマン(Steve Weissman)の「Data Privacy in the Age of AI」を基に作成しています。

^{*2} 大量のテキストデータを集積し、品詞などの情報を付与して構造化したデータベース

ダイヤモンドの原石を磨く：情報ガバナンスがAI主導のイノベーションを促進する方法

人工知能（AI）を中心としたユースケースが物理的資産とデジタル資産の両方から価値を引き出すために拡大している今、イノベーションを加速する方法として情報ガバナンスを捉えるべき時が来ている。

私たちは、普遍的な価値のシンボルであるダイヤモンドから多くを学ぶことができる。しかし、その美しさ、輝き、経済的価値を明らかにするためには、形を整え、磨く必要がある。研磨後、ダイヤモンドの価値は倍増する。

ここで言うダイヤモンドとは、今日の組織における情報の比喩である。情報は隠れた宝石であり、多くの場合、「研磨」された価値は「原石」の状態では、目にすることも、引き出すことも、十分に活用することもできない。競合他社がAIのユースケースや機能の新しいトレンドを受け入れる中、物理的およびデジタル資産に含まれる情報の価値を磨き、活用できていない組織は、急な機会損失に直面する可能性がある。

AIを活用した自動化、生成AI、没入型体験などのユースケースは、デジタル・ネイティブ・データと、紙、テープ、フィルム、マイクロ写真、さらには設備やIT機器などの物理的・アナログ的資産からデジタル化された情報に依存している。今日、ほとんどの組織では、このデジタル化されたデータと、それがどのようにAIの用途に役立つかが考えられていないため、デジタルと物理的な世界を融合させるAIのシフトの中で、すべての貴重な資産にまたがる情報ガバナンスの必要性を戦略的に検討する必要がある。

情報ガバナンスとは、あらゆるソース、あらゆる形式の情報を磨き上げ、ポリシーを適用し、AIで利用できるようにする方法である。ガートナー^{*3}は、「情報ガバナンスがビジネスの成功にとってかつてないほど重要になっている」と断言している。私が長年接してきた多くの人々は、情報ガバナンスをイノベーションの取り組みにブレーキをかける手段と考えているが、私は情報ガバナンスが組織にとってゲームチェンジャーになるのを見てきた。業種、組織タイプ、企業規模を問わず、イノベーションは、新たな収益源や新しいビジネスを生み出すことによって経済的価値を解き放つのに役立ってきた。今日、新しいタイプのAIのユースケースの出現に伴い、情報ガバナンスはさらに必須のもの

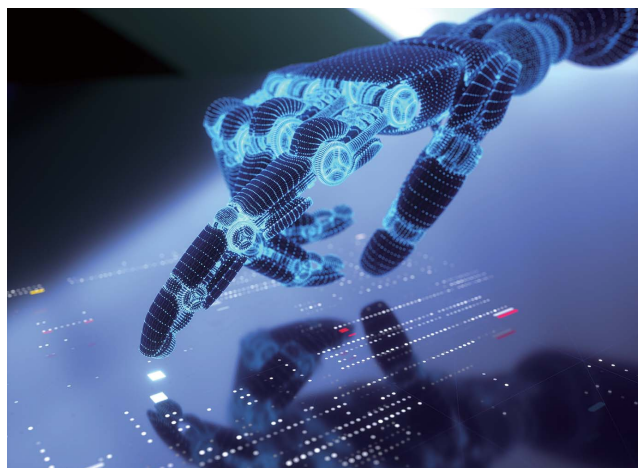
になっている。

情報ガバナンスとは何か？

端的に言えば、情報ガバナンスとは、ビジネスの目標達成を支援する意思決定と情報を取り扱うための方法論である。

ガートナーは、情報ガバナンスを「情報の評価、作成、使用、保管、削除における適切な行動を保証するための決定権の指定と説明責任の枠組み」と説明している。これには組織が目標を達成するために情報を効果的かつ効率的に利用するためのプロセス、役割、方針、基準、測定が含まれる。

情報ガバナンスには、情報保護や斬新な方法で情報を利用するための準備など、多くの目的がある。例えば、あなたの組織が個人識別情報を扱っている場合、個人識別情報を適切に保護するためには、個人識別情報がどこにあるのかをすべて把握する必要がある。情報ガバナンスがなければ、情報の所在、構成要素、収集方法、正確性と真正性の確認者、アクセス権者、保存期間、外部への持ち出しができるかどうか、廃棄方法などについて不完全な理解、あるいは手順が存在することになる。AIの学習に使用できるあらゆるソースからのデータ、AIから出力される情報やコンテンツについても同様である。



Information governance provides new competencies that help organizations:

- ✔ **Protect valued assets**
- ✔ **Securely and defensibly dispose of records and other assets**
- ✔ **Uncover cyber and other security risks**
- ✔ **Expose regulatory compliance concerns**
- ✔ **Identify the untapped potential in information**

**価値ある情報に素早くアクセスする**

情報から価値を引き出すには、その情報と関連性があり、正確性、完全性が担保され、また、目的に合った価値ある情報に適時にアクセスできるかなどの多くの要因に左右される。AIは、時間の経過とともに価値が低下する可能性のある大量のデータを扱っており、多くの組織では、価値あるデータへのアクセスと利用を妨げる大量の「ゴミ（必要なくなった情報）」を保存しているため、適時性に苦慮している。

正直なところ、組織が大量のゴミを抱えるようになると、収益化の機会も含め、何もかもが分からなくなる。その中には、組織がすでに所有している情報を収益化する機会（埋没費用）も含まれる。

クローゼットを掃除するか、それとももっと大きなものを買うか？

情報ガバナンスを導入する上での組織の障害は何だろう、なぜ皆ためらうのか。組織によっては、増え続ける情報を収納するためにストレージを買い足すことが“近道”だと考えている。しかし、それでは情報は埃をかぶったまま放置されるだけだ。さらに重要なのは、AIや価値の高い資産を活用する経済的機会が無視されていることだ。

クローゼット(ストレージ)の掃除は理にかなっている。それは、

あなたの組織が、時には何十年もの間、もはや役に立たない方法で保存してきたものを発見できるからだ。何をデジタル化し、何を物理的またはデジタル的な現在の形で残すかを決めることは、多くの組織にとって必ずしも優先事項ではなかったことが、AIがユビキタスになりつつあるこの極めて重要な時期に、一步引いて自社の資産を戦略的に捉えるスキルもリソースを育んでこなかった。

情報ガバナンスの新時代の到来

情報ガバナンスの専門家は、インターネット、モノのインターネット、ソーシャルメディア、その他多くのシフトの到来を乗り切るために組織を支援してきた。情報ガバナンスの新時代が到来した今、情報はダイヤモンドの原石であり、情報ガバナンスはその価値を引き出し、AIのユースケースを推進する。

この記事は2024年3月5日付でThe AIIM blogに掲載されたロバート・ガーブランド (Robert Gerbrandt) の「Polishing Rough Diamonds: How Information Governance Boosts AI-Driven Innovation」を基に作成しています。

※ 3 IT分野を中心とした調査・助言を行う企業

ジェネAIが切り拓く検索と情報活用の未来

(株)第一生命経済研究所 主席研究員テクノロジーリサーチャー

かしわむら たすく
柏村 祐



1. 検索エンジンの課題とAIがもたらす革新

私たちが日々生活する現代社会において、インターネットを介して得られる膨大な情報は、もはや切り離せない存在となっている。この情報の海を航海する上で、検索エンジンは私たちの必須の羅針盤となった。しかしながら、この航海は必ずしも順風満帆ではない。目的地にたどり着くまでの道のりは、しばしば困難を伴い、ストレスに満ちたものとなる。

検索エンジンを使用する際、ユーザーは常に一種のジレンマに直面する。検索結果として表示される無数のリンクは、まるで宝の地図のようだが、その真偽は開けてみるまでわからない。一つ一つのリンクを開き、その内容を精査する作業は、砂浜で一粒一粒の砂を掘り返すかのように、時間と労力を要する。さらに、検索結果には玉石混交の情報が含まれており、信頼性の高いソースを見分けることは、専門家でさえ困難を極めることがある。

このような状況下では、検索エンジンの使用自体が億劫になり、情報探索の意欲を削がれることもある。ユーザーは、必要な情報を見つけられない不安と、膨大な時間を無駄にする可能性との間で葛藤する。これは、デジタル時代における重大な課題の一つといえるだろう。

しかし、テクノロジーの進歩は新たな希望をもたらした。近年のAI技術の飛躍的な発展により、従来の検索エンジンとは一線を画する革新的な検索ツールが誕生した。この先進的なAIは、単なる情報の羅列ではなく、ユーザーの質問の本質を理解し、関連情報を収集・分析した上で、簡潔かつ的確な回答を生成する能力をもつ。

この新しいAIによる検索方法の最大の利点は、ユーザーがリンクをクリックして情報を探し回る必要がなくなることだ。信頼できる情報源から抽出された最適な回答が、即座に提供される。これは、私たちが長年慣れ親しんできた「ググる」という行為から、全く新しい次元の情報検索へと移行することを意味する。

このパラダイムシフトを象徴するため、本レポートではこの新

世代の検索AIを「ジェネAI」と命名する。「ジェネAI」という表現には、AIが情報を生成（ジェネレート）するという機能性と、新しい時代を生み出す（ジェネレーション）という二重の意味を込めている。「ジェネAI」の登場は、私たちの情報アクセスの方法や知識獲得のプロセスに革命的な変化をもたらす可能性を秘めている。

そこで本レポートでは、この「ジェネAI」の実力を多角的に検証していく。従来の検索エンジンとの比較分析、ユーザビリティの評価、情報の正確性と信頼性の検討、さらには社会的影響や倫理的側面まで、幅広い観点から「ジェネAI」の可能性と課題を探っていく。この新技術が私たちの情報探索や学習のあり方にどのような変革をもたらすのか、その未来像を描き出すことを目指す。

2. ジェネAIの能力

「ジェネAI」は従来の検索エンジンとは異なり、ユーザーの質問に対して直接的な回答を提示するという革新的な機能を備えている。このAIの能力は、概要検索、深掘検索、関連検索の3つのカテゴリーに分類することができる。概要検索では、ユーザーが入力した質問にもとづいて、AIがインターネット上の関連する情報を収集し、それをわかりやすく要約して簡潔な回答を提供する。このプロセスは、日常的な情報検索を劇的に速く簡単にすることが可能である。深掘検索では、ユーザーの質問をより深く理解し、詳細な情報を提供することが可能だ。関連検索では、ユーザーの質問に直接答えるだけでなく、関連するトピックや追加の情報も提示される。これらの能力を組み合わせることで、「ジェネAI」はユーザーの多様な情報ニーズに対応できるのである。

それでは、実際にこれらの検索能力がどのように機能するのか、具体的な例を交えてみていこう。事例として、多くの国民が関心のある所得税・住民税の定額減税について取り上げる。

まず、概要検索について、AIに「所得税・住民税の定額減税

とは?」と入力した。その結果、AIは「所得税・住民税の定額減税とは、令和6年度税制改正に伴い、2024年分の所得税・住民税の徴収額から定額が控除されることを言います」という概要を記載のうえ、表1のように対象者の要件や算出方法について詳細な説明結果を作成した。作成された結果の引用元も明示されるため、信頼のおける情報ソースなのかもシームレスに確認できる(表1枠内)。

表1 所得税・住民税の定額減税の概要

🔗 回答

所得税・住民税の定額減税とは、令和6年度税制改正に伴い、2024年分の所得税・住民税の徴収額から定額が控除されることを言います。主なポイントは以下の通りです。

1. 対象者は、所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下（給与収入のみの場合は2,000万円以下）の人 5 8。

2. 減税額は、納税者及び同一生計配偶者又は扶養親族1人につき所得税3万円、住民税1万円のあわせて4万円。家族4人世帯の場合は合計16万円が減税される 5 8。

3. 所得税の減税は、2024年6月より給与支払い時の源泉徴収税額から控除される。6月に控除しきれない場合は翌月以降に繰り越す 4 5。

4. 住民税の減税は、6月分は徴収されず、7月分から2025年5月分までの11カ月間で均等に割り振って徴収される 4 5。

5. この措置は、物価高で負担が増えている国民を支援するための一時的なものである 5 8。

政府は、この定額減税と賃上げにより、家計の可処分所得の増加を期待しています 5。詳細な対象者の要件や算出方法については、国税庁のホームページ等で確認することができます 5 9 10 11。

資料：perplexityより筆者作成

次に、深堀検索について確認してみよう。概要検索で出力された結果の中で、さらに深堀したい内容があれば、それをAIに質問すればよい。ここではAIに「所得税・住民税の定額減税

表2 所得税・住民税の定額減税の主な狙い

🔗 回答

所得税・住民税の定額減税の主な狙いは以下の通りです。

1. 物価高騰下での家計支援
賃金上昇が物価高に追いついていない状況で、国民の可処分所得を直接的に下支えし、負担を緩和することが目的とされています 1 5 16。

2. デフレ脱却に向けた消費喚起
定額減税により家計の購買力を高め、消費を喚起することで、デフレからの完全脱却を目指しています 5 17。政府は定額減税と賃上げにより、2024年の所得増加率が物価上昇率を上回ると見込んでいます 5 10。

3. 幅広い世帯への恩恵
定額減税は所得制限があるものの、約9000万人が対象となる見込みです 12。低所得世帯には別途給付金を支給することで、様々な所得層の可処分所得を増やす狙いがあります 5 17。

4. 即効性のある経済対策
減税は給付と比べて実施までに時間を要しますが、個人の可処分所得を直接的に増やす効果が期待できます 12 16。

政府は、定額減税を通じて物価高の影響を受けている家計を支援しつつ、消費喚起によるデフレ脱却を図ろうとしていると言えます。ただし、効果の持続性などを巡っては議論もあります 10 12。

資料：perplexityより筆者作成

の狙いは?」と入力した。その結果、AIは「所得税・住民税の定額減税の主な狙いは以下の通りです」と回答したうえで、物価高騰下での家計支援、デフレ脱却に向けた消費喚起、幅広い世帯への恩恵、即効性のある経済対策という4つの項目を回答した(表2)。

さらに、関連検索では、AIが回答した内容の最後尾に、「所得税・住民税の定額減税の狙いは?」に関連する質問が自動で表示された(表3)。ユーザーがさらに関連した検索を行いたい場合、AIが推薦した関連質問の中から興味のある質問を選択すればよい。ここでは、提示された3つの質問の中にある「定額減税が適用される所得層はどのように決まりますか?」について回答を求めてみた。

その結果、AIは「定額減税の適用対象となる所得層は、所得税と住民税で判定基準の年度が異なります」と回答したうえで、定額減税の適用対象となる所得層についての詳細な情報をわかりやすく提示した(表4)。

以上の事例から、「ジェネAI」は単一の質問に対し要点を

表3 関連質問の例

🔗 関連

定額減税が適用される所得層はどのように決まりますか? +

定額減税が適用される住民税の徴収額はどのように決まりますか? +

定額減税が適用される期間は何年間ですか? +

資料：perplexityより筆者作成

表4 定額減税の適用対象となる所得層

🔗 回答

定額減税の適用対象となる所得層は、所得税と住民税で判定基準の年度が異なります。

所得税の場合、定額減税の適用対象は令和6年（2024年）分の合計所得金額が1,805万円以下の人です。給与所得のみの場合は、年収2,000万円以下が目安となります 1 2 4 5 8 10。

一方、住民税の場合は、令和5年（2023年）分の合計所得金額が1,805万円以下の人が定額減税の対象となります 1 2 5 10 15。

つまり、所得税は減税が適用される年（令和6年）の所得で判定しますが、住民税は前年（令和5年）の所得で判定するという違いがあります。

また、合計所得金額が1,805万円を超える高所得層は、所得税・住民税ともに定額減税の対象外となります 2 4 5 8 17。政府・与党は、年収2,000万円を基準に富裕層を対象外とする方針を固めています 17。

このように、定額減税は中低所得層に手厚く適用される一方で、高所得層は適用対象から除外されることになります。物価高騰で特に打撃を受けている層を支援する狙いがあると考えられます 9 11 16。

資料：perplexityより筆者作成

簡潔にまとめた回答を提示できるだけでなく、ユーザーの関心に合わせて関連トピックへと掘り下げていくことができる。特に、複数の信頼できる情報ソースが明示され、ワンクリックで参照できる点は画期的だ。これにより、ユーザーは回答の信頼性を容易に確認でき、さらなる情報収集も簡単に行える。従来の検索エンジンでは、検索結果のリンクを1つ1つクリックして情報を探し、ソースの信頼性を自分で判断する必要があったが、「ジェネAI」ではそのプロセスが大幅に簡略化されている。つまり、「ジェネAI」は単なる検索ツールの枠を超え、リサーチやファクトチェックを強力にサポートするアシスタントとしての役割を果たすのである。

3. 「ジェネレーティブAI」との共創時代に不可欠な新世代スキルセット

私たちは今、「ググる」時代から「ジェネレーティブAI（生成AI）を活用する」時代へと急速に移行しつつある。この変革は、単に情報検索の手法が変わるだけでなく、我々の知識獲得プロセスや問題解決アプローチを根本から覆す可能性を秘めている。生成AIを最大限に活用するためには、従来の検索エンジン利用とは一線を画す新たなスキルセットの習得が不可欠となる。表5は、この「ググる」時代から「ジェネレーティブAIを活用する」時代への移行に伴い、求められる能力がどのように変化するかを示している。

表5 「ググる」時代と「ジェネレーティブAIを活用する」時代に求められる能力の比較

能力	「ググる」時代	「ジェネAI」時代
情報収集	キーワード選択と必要情報の抽出	AIへの的確な質問と回答の引き出し
情報の解釈	検索結果の理解と信頼性判断	AI回答の批判的吟味と独自解釈
問題解決	検索結果を基に自力で解決策考案	AIとの協働による新たな知見創出
創造性	既存情報を参考に独自アイデア創出	AI提案を基に人間の感性で創造

出典：筆者作成

まず、生成AIとの効果的な対話を通じて必要な情報を引き出す能力が極めて重要となる。生成AIは、ユーザーの質問意図を深く理解し、それに応じた回答を生成する能力を持つ。しかし、その回答の質と量は、質問の精度と深さに大きく依存する。そのため、自身の情報ニーズを明確に言語化し、AIに的確に伝達する高度なコミュニケーション能力が求められる。これは単なる質問力にとどまらず、AIとの建設的な対話を通じて、段

階的に情報を掘り下げていく能力も含む。

次に、AIから得られた回答を批判的に精査し、独自の解釈を加える高次の分析能力も不可欠となる。生成AIは膨大なデータから最適解を導き出すが、その回答が常に完璧であるとは限らない。時として不正確な情報や偏った見解が含まれる可能性もある。したがって、AIの回答を鵜呑みにするのではなく、その内容を多角的に検証し、自身の知識体系や経験則と照らし合わせて評価する批判的思考力が重要となる。さらに、AIの回答を起点として、そこから新たな洞察を導き出す創造的解能力も求められる。

加えて、生成AIを活用して革新的な知見を創出する高度な創造力も重要性を増す。AIとの対話を通じて、これまで気づかなかった斬新な視点や発想に触れる機会が増える。それらを基盤として、人間特有の感性、直感、そして多様な経験を融合させ、真に革新的なアイデアや解決策を生み出すことが期待される。この過程では、AIの提案を単に受け入れるのではなく、それを触媒として人間の創造性を最大限に引き出す能力が求められる。

生成AIの台頭により、従来の検索プロセスにかかる時間が大幅に削減され、求める情報がより構造化された形で提供されるようになった。これにより、情報収集に費やす時間が劇的に短縮され、業務効率の飛躍的な向上が期待できる。さらに、AIの回答を出発点として、より深層的な調査や探究を行うことも可能となり、知的生産性の向上にも寄与する。

生成AIは、我々の職業生活や日常生活において、単なる効率化ツールを超えた存在となりつつある。それは、より高度で創造的な思考を支援し、人間の潜在能力を最大限に引き出す知的パートナーとしての役割を担うだろう。この新時代において成功を収めるためには、AIとの効果的な協働方法を習得し、人間とAIそれぞれの強みを最適に組み合わせる能力が不可欠となる。この変革は、私たちの学習方法、問題解決アプローチ、そして創造プロセスを根本から変える可能性を秘めており、個人と組織の両方がこの新しい現実に対応し、進化していくことが求められている。



AI生成物の著作物性

国際大学GLOCOM客員教授・米国弁護士 **城所 岩生**



AI生成物の著作物性

2024年4月、文化庁の文化審議会著作権分科会法制度小委員会は「AIと著作権に関する考え方について」と題する報告書（以下、「報告書」）をまとめました^{※1}。本連載では報告書の概要を紹介した「AIと著作権に関する考え方について」【概要】^{※2}（以下、「考え方」）をもとに解説しています。考え方は、「AI開発・学習段階」、「生成・利用段階」、「AI生成物の著作物性」の三つの論点に分けて検討しました^{※3}。今回連載では、最後の論点「AI生成物の著作物性」について解説します。

著作物は「思想又は感情を創作的に表現したもの」なので（図1最初の□参照）、AIが自律的に生成したものは、著作物に該当しません（同二つ目の□の参照）、人が思想又は感情を表現するための「道具」としてAIを使用したものと認められれば、著作物に該当し、AI利用者が著作者になります（同三つ目の□参照）。

人がAIを「道具」として使用したといえるか否かは、人の「創作意図」があるか、及び、人が「創作的寄与」と認められる行為を行ったか、によって判断されます（同最後の□参照）。

「考え方」の概要：AI生成物の著作物性



AI生成物の著作物性

- 著作権法上、著作物は「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」と定義されています（法第2条第1項第1号）。

《著作権法の「著作物」の定義》
（法第2条第1項第1号）

- ① 思想又は感情を
- ② 創作的に
- ③ 表現したものであつて、
- ④ 文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの

- AIが自律的に生成したもの[※]は、「思想又は感情を創作的に表現したもの」ではなく、著作物に該当しないと考えられます。

※ 人が何ら指示を与えず（又は簡単な指示を与えるにとどまり）「生成」のボタンを押すだけでAIが生成したもの等

- これに対して、**人が思想又は感情を創作的に表現するための「道具」としてAIを使用したものと認められれば**、著作物に該当し、AI利用者が著作者となると考えられます。

※ なお、著作権法上「著作者」となることができるのは人（自然人又は法人）のみであり、法人格を持たないAI自体が著作者となることはありません。

- 人がAIを「道具」として使用したといえるか否かは、人の「**創作意図**」があるか、及び、人が「**創作的寄与**」と認められる行為を行ったか、によって判断されます。

15

図1 AI生成物の著作性

※1 https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/bunkakai/69/pdf/94022801_01.pdf

※2 https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/94057901_01.pdf
以下、図2と図4以外の本文中の図はすべてこの資料からです。

※3 前掲注2、4ページ。

サルの自撮り写真事件

AI以前にも人間以外の著者を認めるべきかについて論争が起きた事件があります。写真家が猿にシャッターを押させることを意図してカメラをセット、猿がシャッターを押した写真を含む写真集を出版しました。写真はネット上に流出、Wikipediaにも掲載されました(図2参照)。写真家は削除を求めましたが、Wikipediaは彼がシャッターを押したわけではないので、写真は彼のものではないとして、削除しませんでした。

このニュースが広まると、シャッターを押したのは猿なのに写真家が著作権を持つのかという論争が巻き起こりました。2014年、米国著作権局は人間以外の動物による作品は著作権の対象とはならないと明言。実例として猿が撮影した写真を挙げましたが、2015年、米国の動物愛護団体がシャッターを押した猿の著作権を侵害しているとして、猿を代理して写真家を訴えました。2016年、サンフランシスコの連邦地裁は以下の判決を下しました。

- ・著作権法は有形的表現媒体であって直接にまたは機械もしくは装置を使用して著作物を覚知し複製または伝達することができるものに固定された、著作者が作成した創作的な著作物を保護する(第102条(a))。
- ・著作物の有形的表現媒体への「固定」は、「著作者自身ま

たは著作者の許可を得て行わなければならない」(第101条)。

- ・著作権法は著作者の概念や法的地位を動物にまでは拡大していない。「著作権局は人間による創作であることを条件に著者の創作的な作品を登録する」としている。

判決を不服とした動物愛護団体は第9控訴裁判所に上訴しましたが、係争中に両者は和解しました^{※4}。

図1最後の□のとおり、文化庁は「人がAIを『道具』として使ったといえるか否かは、人の『創作的意図』があるか、及び、人が『創作的寄与』と認められる行為を行ったか、によって判断されます」としています。猿の自撮り写真事件の写真家は、自分の作品とするために猿にシャッターを押させたので、「創作的意図」はありそうです。残るは「創作的寄与」があるかどうかが問題となります。

生成AIに対する指示の具体性とAI生成物の著作物性の関係

生成AI生成物の著作物性は、個々の著作物性について、個別具体的な事情に応じて判断されます(図3枠内の最初の■参照)。具体的には、AI利用者の行為のうち、単なる労力にとどまらない「創作的寄与」がどの程度積み重なっているか等を総合的に考慮して判断されます(同二つ目の■参照)。著作物性の

サルの自撮り

ページ ノート

出典: フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』

サルの自撮り (サルのじどり、英: monkey selfies) は、**メスのクロザル**が**イギリス**の自然写真家**デイヴィッド・スレイター**の**カメラ**を使って**自撮り**した**写真**のこと。この写真は**ウィキメディア・コモンズ**にアップロードされ、2014年半ばに大きな話題を呼んだ。人間以外の動物による作品に**著作権**は発生するのかが問題となったのである。

スレイターは自身に著作権があると主張したが、著作権を持つのはその作者であり、人間以外の(法律上の人ではない)作者は著作権では保護されないという考え方のもと複数の専門家や組織から反駁された。2014年12月、**アメリカ合衆国著作権局**は人間以外の動物による作品はアメリカにおける著作権の対象とはならないと宣言した。2016年、**アメリカ合衆国連邦裁判所**は、サルは画像の著作権を有しないと判断した^[1]。



マカク属のサルの「自撮り」("selfie")

図2 猿の自撮り写真事件

出典 Wikipedia

※4 詳細については拙稿「猿の自撮り写真訴訟が問う『AIは著者になり得るのか』」『月刊ニューメディア』2018年2月号 参照。

「考え方」の概要：AI生成物の著作物性



生成AIに対する指示の具体性とAI生成物の著作物性の関係について

□ AI生成物について、どのような場合に「創作的寄与」があると認められるかについては、以下のように考えられます※1。

- AI生成物の著作物性は、個々のAI生成物について、個別具体的な事情に応じて判断される※2。
- 具体的には、AI利用者の行為のうち、単なる労力にとどまらない「**創作的寄与**」となり得るもの**がどの程度積み重なっているか等を総合的に考慮して判断**される。

著作物性の判断要素と考えられるものの例

- ✓ 指示・入力^{の分量}：「創作的表現といえるものを具体的に示す詳細な指示」は、「創作的寄与がある」と評価される可能性を高める（これに対して、長大な指示（プロンプト）でも、創作的表現に至らないアイデアを示すにとどまる指示であれば、創作的寄与の判断には影響しない）。
- ✓ 生成の試行回数^{の回数}：試行回数が多いこと自体は、創作的寄与の判断に影響しない。生成物を確認し指示・入力を修正しつつ試行を繰り返すといった場合には、著作物性が認められる場合もある。
- ✓ 複数の生成物からの選択^{の回数}：単なる選択行為自体は創作的寄与の判断に影響しない。他方で、通常創作性があると考えられる行為であっても、その要素として選択行為があるものもあり、こうした行為との関係についても考慮する必要がある。
- また、人間が、AI生成物に創作的表現といえるような加筆・修正を加えた場合は、通常、その加筆・修正が加えられた部分については、著作物性が認められる。

※1 なお、「AI生成物が著作物となるか」という問題と、「AIによる生成物の生成、又は生成物の利用が既存の著作物の著作権侵害となるか」という問題は別個の問題であるため、留意が必要です。AI生成物が著作物となる場合でも、既存の著作物との類似性及び依拠性が認められる場合、当該生成物の生成や利用といった行為は、既存の著作物の著作権侵害となり得ます。

※2 そのため、「AI生成物であること」によって一律に、「著作物に該当する／しない」が決まるものではありません。

16

図3 生成AIに対する指示の具体性とAI生成物の著作物性の関係

判断要素と考えられるものの例として、「指示・入力の分量」、「生成の試行回数」、「複数の生成物からの選択」を挙げています（同二つ目の■のレ点参照）。

人間が、AI生成物に創作的表現といえるような加筆・修正を加えた場合は、通常、その加筆・修正が加えられた部分については、著作物性が認められます（同三つ目の■参照）。これについても参考になる事例が米国にあります。

AIが生成物に対する米国著作権局の対応

1886年に調印された文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約は、著作権の発生に登録を必要としない無方式主義を採用しています。米国はもともと著作権についても登録を権利発生要件としていましたが、ベルヌ条約に加盟するための1988年の改正で、発生要件は撤廃しました。しかし、自国の著作物については、著作権侵害訴訟を提起する際の要件とすることで登録にインセンティブを与えました。

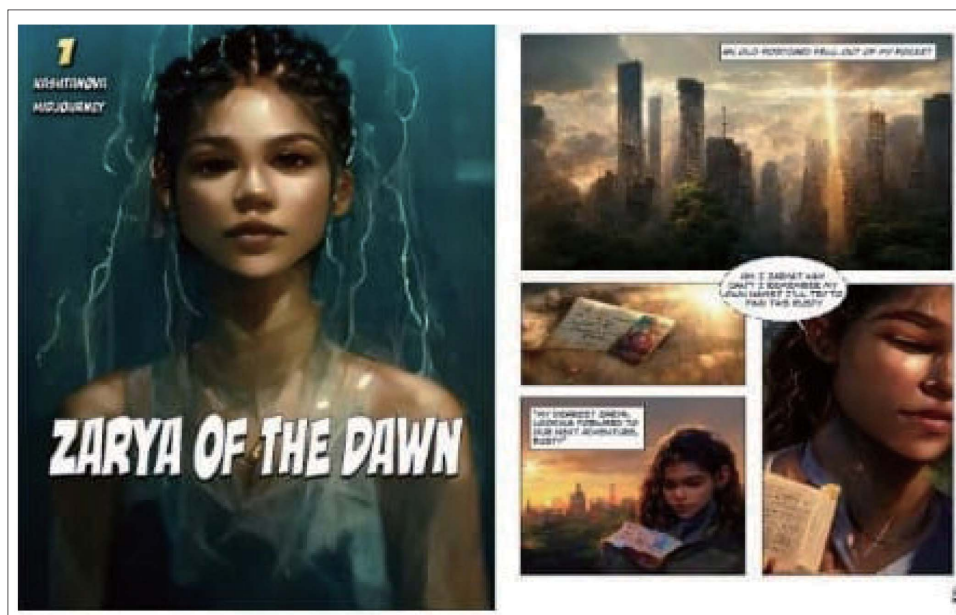


図4 Kristina Kashtanova氏のコミック作品『Zarya of the Dawn』から抜粋

2022年9月、Kristina Kashtanova氏は「暁のZARIA」と題する18頁の漫画(図4左が表紙、右が2頁目)を画像生成AI Midjourneyを使用したことは記載せずに著作権局に登録申請。登録完了直後、Kashtanova氏のSNSへの投稿で使用を知った著作権局は反論する追加情報を提供しなければ登録を取り消す旨通知しました。これに対して、Kashtanova氏は「自分が書いた文章とAIが作成した画像の選択などに創作性がある」として作品に著作物性のあることから登録は取り消されるべきでないと回答。

著作権局は「人の著作者からの創造的な入力なく機械的に作成された作品は登録しない」と規定する著作権局実務便覧第313.2条を理由に登録を取り消すとともに、Kashtanova氏が作成した著作物性のある文章(図4右のセリフ)やAIが作成した画像の選択(図4右の4枚の画像)など創作性のある部分を当初の登録と差し替えました。

図3枠内の三つ目の■に「人間が、AI生成物に創作的表現といえるような加筆・修正を加えた場合は、通常、その加筆・修正が加えられた部分については、著作物性が認められます」とあるわが国と同じ対応です。

以上で、考え方の三つの論点の最後の論点「AI生成物の著作物性」についての解説を終えますが、考え方として最後に「今

後に向けた展望」を述べていますので紹介します。

今後に向けた展望

情報収集・議論の継続

図5最後の□に「考え方は主に検討した著作権(著作財産権)以外の、著作者人格権や著作隣接権とAIとの関係についても、議論を継続していきます」とあるように、考え方は著作財産権について検討したもので、それ以外の著作権とAIとの関係については今後の課題として残されています。

さらにAIとの関連では、著作権以外の知的財産権も関係してきます。これについては知的財産戦略推進本部のAI時代の知的財産権検討会が2024年5月に「AI時代の知的財産権検討会 中間とりまとめ」^{※5}(以下、「中間とりまとめ」)をまとめました。中間とりまとめは法的ルールについて、①著作権法との関係、②著作権法以外の知的財産法との関係に分け、①では考え方の概要を紹介した後、最後の個別課題で「労力・作風の保護」の問題を取り上げました。以下、個別課題の労力・作風の保護から抜粋します。

今後に向けた展望



情報収集・議論の継続

- 「考え方」は、あくまで公表の時点における、AIと著作権に関する審議会としての考え方をまとめたものであり、今後も、「AIと著作権に関する具体的な判例・裁判例の蓄積」、「AIと関連技術の発展」、「諸外国の検討状況の進展」などについて、**引き続き情報の把握・収集に努め、「考え方」の見直し等の必要な検討**を行っていきます。
- AIの開発や利用によって生じた著作権侵害の事例・被疑事例については、文化庁において設けている各種の相談窓口[※]等を通じて、積極的な事案の集積に努めています。
- 今後は、「考え方」で主に検討した著作権(著作財産権)以外の、著作者人格権や著作隣接権とAIとの関係(俳優・声優等の声を含んだ実演・レコード等の利用とAIとの関係等を含みます)についても、独自に検討すべき点があるか、また、検討すべき点についてどのように考えるべきかといった点について、議論を継続していきます。

※ AIの開発や利用によって生じた著作権侵害の事例・被疑事例については、以下の相談窓口を文化庁で開設しています。

●インターネット上の海賊版による著作権侵害対策についての相談窓口

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/kaizoku/index.html>

●文化芸術活動に関する法律相談窓口

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/kibankyoka/madoguchi/index.html

17

図5 情報収集・議論の継続

※ 5 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/0528_ai.pdf

今後に向けた展望



関係者間の適切なコミュニケーションの実現

- 一方で、生成AIと著作権の関係については、法律論のみではなく、実際に生成AIに関わるクリエイター等の権利者や、AI開発事業者・AIサービス提供事業者・AI利用者といった関係当事者の間で、適切なコミュニケーションが図られることが重要です。
- 生成AIの技術は、これまでの人間の創作活動を基に成り立っているものであり、人間による創作活動が今後も引き続き発展していかなければ、生成AI技術の持続的な発展は不可能です。生成AIとこれに関わる事業者、また、クリエイターとの間で、新たなコンテンツの創作と文化の発展に向けた共創の関係が実現されていくことが望まれます。
- 「生成AIやこれに関連する技術・仕組みの概要」や、「著作物等を利用されることに対してクリエイター等の権利者が有している思い」といった点に関して、共通の理解が関係当事者の間で醸成されることが、現行の法解釈を踏まえた適切な当事者間のルールやガイドラインの構築や、今後の議論の土台として必要となってくると考えられます。
- 文化庁では、関係当事者の間における適切なコミュニケーションの実現に向けて、関係省庁とも連携しながら取り組んでいきます。

18

図6 関係者間の適切なコミュニケーションの実現

5. 個別課題

(1) 労力・作風の保護

ア 具体的な課題

生成AIのリスクや問題点に関し、知的財産権との関係においては、特に、著作権の侵害リスクが指摘されるとともに、他人が労力を費やして収集・構築した事実・データ等をAIに学習させることや、それらを含む情報が生成されること等は、労力に対するフリーライドであるとする意見や、他人の著作物をAIに学習させ、その著作物と類似する作風を有するコンテンツが生成されるような事例についての懸念など、労力や作風といった、著作権法等が必ずしも保護対象として明記していないものの利用や生成についての懸念が示されている。

そこで、生成AIをめぐる懸念や侵害リスクに対する対応策として、著作権に限らず、知的財産権全般との関係についての法的な整理について検討を行う必要がある。

イ 著作権法との関係

そもそも、著作権法は、著作者に著作者人格権と著作権を付与するところ（著作権法17条）、「著作物」とは「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」と定義され（著作権法2条1項1号）、具体的な表現を得る過程で費やされた「労力」それ自体や、具体的な表現に至らない「作風」（アイデア）を著作権法は保護していない。

したがって、現行の著作権法により「労力」や「作風」（アイデア）それ自体を保護することは困難であると言わざるを得ない。

生成AIと著作権法の関係については、文化審議会著作権分科会法制度小委員会が審議されているところ、同小委員会作成に係る「AIと著作権に関する考え方について」においても、「作

風や画風といったアイデア等が類似するにとどまり、既存の著作物との類似性が認められない生成物は、これを生成・利用したとしても、既存の著作物との関係で著作権侵害とはならない。」と整理されている（24頁）。

また、著作権法30条の4に定める「享受……を目的としない場合」との文言から明らかとなっており、享受を目的とする場合には同条の適用がないところ、他人の著作物に含まれる作風を意図的に出力させる目的でAIに学習させる場合には、それが「作風」（アイデア）にとどまらず、学習データの著作物の創作的表現を直接感得できる生成物を出力することが目的であると評価される場合は、享受目的が併存するものとして、許諾が必要な場合もあり得ると整理されている。

このように著作権法による救済は難しそうです。中間とりまとめはこの後、不正競争防止法や民法の不法行為責任との関係についても触れていますが、AIの著作権問題について解説する本稿の性格上割愛します。

関係者間の適切なコミュニケーションの実現

今後に向けた課題は続いて、「関係者間の適切なコミュニケーションの実現」について触れていますが、これについては特に補足する説明はないので、スライドのみ掲載します（図6参照）。

以上で、AIと著作権についての考え方の解説を終えます。3回にわたる連載にお付き合いいただきありがとうございました。

（終）

第3回

公文書のライフサイクル管理



ARMA米国本部フェロー 小谷 允志

(1) ライフサイクル管理とは何か

本連載の第1回では公文書管理の目的・理念について、また第2回では公文書とは何かという具合に、いわば序論的なテーマについて述べてきた。それに対し今回は、具体的な公文書管理の手順、プロセスである「ライフサイクル管理」に関するテーマへと入るわけだ。公文書管理法の条文でいうと第4条から第8条までがこれに相当するが、法律の説明に入る前に一般的な「ライフサイクル管理」の概念を説明しておこう。

人間には生まれてから死に至るまでの一生、つまり「揺りかごから墓場まで」というライフサイクルがある。ちょうどそれと同じように文書にも生まれてから死ぬまでのライフサイクル（プロセス）がある。文書の場合には作成から活用を経て、再利用のための保存の後、処分に至るというプロセスがある。この「処分」という用語は日本の文書管理にはない言葉なので注意する必要があるが、海外の記録管理では記録の保存期間満了時に、保存期間の延長かアーカイブズへの移管か、もしくは廃棄かを選択するプロセスのことを「処分」（Disposition）といっている。ちなみにこの「処分」のプロセスを日本のアーキビストは「評価選別」といつてきた。このような作成から処分までのプロセス全体を体系的、効率的に管理することを文書のライフサイクル管理というわけだ。従って文書のライフサイクル管理は文書管理の中核を占める重要なプロセスであり、文書管理そのものといっても過言ではない。そしてライフサイクル管理の中で、作成から処分までのプロセスを「現用段階」といい、アーカイブズ機関（または部門）へ移管された後のプロセスを「非現用段階」という。

先に文書のライフサイクルを人の一生に例えたが、文書が人と違うところはすべての文書が死に至る、つまり廃棄となるわけではないということである。保存期間が満了すれば確かに現用文書としての役割は終了するわけだが、歴史的に重要な文書は公文書館等のアーカイブズ機関に移管され永久保存されるからである。ただ人の場合は誰もが死を迎えるわけだが、その中で

歴史に残る優れた業績を残した人の名前は死後も永遠に残ることを考えれば、文書と人のライフサイクルには似通ったところがあるといってもあながち的外れではないだろう。

(2) 公文書管理法のライフサイクル管理

公文書管理法は日本で初めて国の行政機関におけるライフサイクル管理を、法的に義務付けた点で大きな意義がある。この法律では第4条の「作成」から第8条の「移管又は廃棄」までがライフサイクル管理のプロセスに相当する。以下、順に説明していこう。

公文書のライフサイクル管理

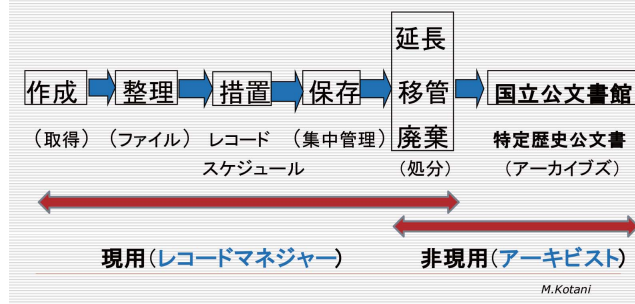


図1 公文書のライフサイクル管理

① 作成

ライフサイクル管理の最初は、いうまでもなく文書の「作成」である。これには外部からの「取得」も含まれる。「作成」がなければ、文書管理も情報公開もアーカイブズもすべてが成立しない。文書がなくて誰よりも困るのは職員自身とその組織であろう。前に決めたこと、行なったことが分からなければ、新しい計画の立てようがなく、業務の継続性を維持することもできない。要するにPDCAのサイクルを回すことができないのである。そう考えると「作成」はライフサイクル管理の中でも極めて重要な

プロセスであることが分かる。従って公文書管理法がその第4条で「作成」を義務付けたことは大きな意義があるわけだ。ここでは「当該行政機関における経緯を含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係わる事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。」と規定した上で、次のように作成しなければならない文書を例示した。

- 一、 法令の制定又は改廃及びその経緯
- 二、 閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む）の決定又は了解及びその経緯
- 三、 複数の行政機関による申合わせ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯
- 四、 個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯
- 五、 職員の人事に関する事項

なおここで「事案が軽微なもの」として作成義務が免除されているのは、「所掌事務に関する単なる照会・問合せに対する応答、行政機関内部における日常業務の連絡・打合わせなど」とされている（「行政文書管理ガイドライン」）。

② 整理

公文書管理法では「作成」の次のプロセスは「整理」である（第5条）。作成された文書は会議資料や連絡用、あるいは決裁資料などさまざまな形で利用される。そして一部の簡単な文書は用済み廃棄となるものもあるが、大部分は再利用のために保存される。そのための前段階に相当するプロセスが「整理」である。

つまり作成または取得した文書を分類し、名称を付け、保存期間を設定するとともに、これをファイルにまとめる。さらに同様にこれらファイルを分類し、名称を付け、保存期間を設定しなければならない。整理の目的は、行政機関における能率的な事務及び事業の処理及び行政文書の適切な保存に資するためとされる（第5条、第2項）。具体的には、職員が容易に文書にアクセスができ、活用できるようにすることである。整理の実質的な中身である分類、名称及び保存期間の設定に関しては、ガイドラインに詳しい解説、留意点が記載されている。

〔i〕分類

分類は、必要な文書を検索する手段として重要であり、事務

効率を高め、情報の活用を図るために不可欠なものである。また職員の思考の整理と事務の整理にも役立つ。

具体的な分類の方法としては、職員が現物の行政文書を確認しながら3段階の階層構造の分類を行う。すなわち、まず相互に密接な関連を有する行政文書を一の集合物（行政文書ファイル）にまとめて小分類とし、次にその小分類をまとめて中分類とし、さらにその中分類をまとめて大分類とするのである。

〔ii〕名称の設定

名称の設定については、行政文書の内容を端的に示すような、分かりやすい名称としなければならない。また「行政文書ファイル」の名称（小分類）の設定については、以下に留意する。

- *「行政文書ファイル」や「行政文書ファイルに含まれる行政文書」を容易に検索できるよう、「行政文書ファイルの内容を端的に示す（複数の）キーワード」を記載する。
- *特定の担当者しか分からない表現・用語は使用せず、具体的なプロジェクト名や地域名を盛り込むことで、他の職員や一般の国民も容易に理解できる表現・用語とする。あまり意味のない用語はできる限り使用しない。

〔iii〕保存期間の設定

保存期間のカテゴリーは、基本的に30年、20年、10年、5年、3年、1年、1年未満の7通りとなっており^{※1}、政令の規定及び別表、あるいはガイドラインに基づき、それぞれの文書について保存期間を設定するようになっている。

また行政文書が歴史公文書に該当する時は1年以上の保存期間を設定すること（政令第8条第3項）、1年以上の保存期間が設定された行政文書は行政文書ファイル管理簿に記載しなければならない（政令第12条）。また保存期間の起算日は、行政文書を作成又は取得した日の属する翌年度の4月1日とすることを定めている（政令第8条第4項）。

③ 延長

保存期間が満了した行政文書ファイル等は、国立公文書館へ移管するか廃棄しなければならないが、もう一つの選択肢として「延長」がある。要するに保存期間の満了時には「移管」か「延長」か「廃棄」か、という三つの選択肢があることになる。「延長」とは、保存期間が満了しても当該文書が業務の遂行上必要な

※1 公文書管理法における保存期間カテゴリーは従来6通りだったが、2022年の政令・ガイドラインの改正により20年が加わり7通りとなった。

ため、もうしばらく現用文書として継続して保存することを意味するが、あくまで例外的な選択と考えるべきだろう。

④ レコード・スケジュール

「レコード・スケジュール」とは、「保存期間の満了前のできる限り早い時期に、歴史公文書等は国立公文書館への移管の措置を、それ以外は廃棄の措置をとる」という方式であり、公文書管理法で初めて導入された仕組である（第5条第5項）。これまでの「移管」か「廃棄」かの決定は「評価選別」と言われ、保存期間満了時に行うのが通常であった。それを文書の作成後、できる限り早い時期に予め決めておこうというのである。その狙いは、文書の作成後の早い時期であればその文書を作成し、その内容を熟知した職員がその部署にいて、的確な判断ができるであろうという考え方に基づいている。ただし、ここでの判断はあくまで文書作成部門における一次的な判断であり、最終的な決定は保存期間が満了する段階で改めて行うことになる。なぜならば、この方式では必ずしもアーキビストの専門的な知見による評価がなされているわけではないからである。従ってアーキビストによる最終的な判断で、当初の判断が変更されることも充分にあり得るわけだ。

⑤ 保存

ライフサイクル管理のプロセスにおいて、「整理」の次は「保存」である。紙文書の場合、作成された行政文書ファイル等は通常、1年間程度、原課の事務室で保存された後、全庁的な共通書庫へ移され、そこで保存期間が満了するまで集中管理される。ただし、「常用ファイル」については継続的に事務室で保存できる。個人文書と行政文書（組織共用文書）は厳密に区別して保存すべきであること、個人情報などを記載した機密文書は、当然ながら施錠が施されたキャビネット等で特別な管理の下で保存しなければならない。

電子文書の場合は、文書管理システム等で保存し、文書の改ざん、漏えい等の不適切な取り扱いを防止する観点から、必要に応じて適切なアクセス制限を行なった上で保存する。電子文書は紙文書以上にメタデータが重要となる他、定期的なマイグレーションやバックアップなど電子文書特有の保存措置が必要となるなど留意すべき点が多い。

⑥ 移管または廃棄

ライフサイクル管理において「保存」の次に来るのがこの「移管か廃棄」のプロセスである。各行政機関は保存期間が満了し

た行政文書ファイルにつき、国立公文書館への「移管」か「廃棄」かの選択をするよう義務付けられている（第8条第1項）。あくまで「移管し、又は廃棄」であって、自治体のやり方でよく見られる「一旦、廃棄を決定した上で、後から移管すべきものをその中から拾いだす」という廃棄優先の考え方とは全く異なっている。アーカイブズを重視する公文書管理法の趣旨がここにも表れているというべきである。

これを「レコード・スケジュール」において予め取られた措置を基にして決定するわけだ。従来は各行政機関と国立公文書館が協議をし、同意が成立した場合のみ「移管」が行われていたのだが、公文書管理法の制定により歴史公文書の移管の方式が大きく変わったのである。実際は、保存期間の満了時には、もう一つ「延長」という選択肢があるが、これはどちらかという例外的な措置なので、重要なのは「移管」か「廃棄」である。どのような文書を移管し、どのような文書を廃棄するのかについては、ガイドラインにおいて具体的な「判断基準」が示されている。

文書を誤って捨ててしまっただけでは取り返しがつかない。そこで公文書管理法は保存期間が満了しても各省庁等が勝手に廃棄することを許さず、内閣総理大臣と協議をし、その同意を必要とすることとしたのである（第8条第2項）。

(3) 自治体のライフサイクル管理における問題点

前章にて公文書管理法におけるライフサイクル管理のポイントを概観した。次はこれと比べ自治体のライフサイクル管理にはどのような問題があるのか、特に問題の多い「作成」と「移管・廃棄」のプロセスを中心に述べてみたい。

① 作成

作成すべき文書が作成されなければ、情報公開請求において「文書不存在」を引き起こすだけでなく、将来、歴史公文書となるかも知れない文書が存在しないことにつながる。つまり現在及び将来の住民に対する説明責任という観点から大きな禍根を残すことになりかねないのである。また必要な文書が作成されなければ、効率的・効果的な行政運営という観点からも問題を生ずる。つまり新たな方針、施策を策定する際に参照し参考にすべき文書がないこととなり、「証拠的記録に基づく施策立案」（Evidence based policy making）という考え方にも逆行することになる。しかしながら現状の自治体の文書管理ルールでは、公文書管理法に基づき条例化を果たした先行自治体を除くと、文書の作成を明確に義務付けているところは極めて少数なので

ある。公文書管理法は「経緯を含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができる」文書の作成を義務付けている。それに対してほとんどの自治体は、単に事務処理の原則として文書主義を掲げるか、文書取り扱いの原則として「文書は、正確、迅速及び丁寧に取り扱い、事務が円滑かつ適正に行われるよう処理しなければならない」などと規定するに留まっている。特にファイリングシステムを標榜している自治体にその傾向が強いようだ。公文書の作成義務を規定していない自治体は、公文書管理法に学び、先ずは公文書の作成義務を明確に打ち出すべきであろう。何となく作成は公文書管理の出発点だからである。大阪市、相模原市はそれぞれの公文書管理条例に加え、別途「公文書作成指針」(ガイドライン)を作成しているので参考になろう^{※2}。

② 移管・廃棄

自治体のライフサイクル管理において、作成と共に問題の多いのが移管・廃棄のプロセスである。歴史公文書の移管というプロセスが適正、確実に行われなければ、その地域の歴史が残らず、将来の住民に対する説明責任が果たせなくなる。それだけではなく自治体の行政運営においても過去のアーカイブズ資料が必要となる場合もあるだろう。しかしながら現状、保存期間が満了した公文書につき移管か廃棄かの選別を行うルールがある自治体は意外と少なく、実は一旦、廃棄の決定を行った上で、後日その中から歴史公文書を拾い出す方式(「落穂拾い」といわれる)が多いのである。このような廃棄優先の方式では、歴史公文書が確実に公文書館(またはそれに代わる部門)に移管され、保存される保証はない。中には廃棄のみで、歴史公文書を残す規定が全く存在しない自治体も少なくないのである。これは大きな問題だといえよう。それゆえ、このような廃棄優先の規定を設けている自治体は、公文書管理法に倣い、先ずは歴史公文書の「移管」を優先し「移管し、又は廃棄」という内容の規定に改定する必要があるだろう。

また現在、公文書館を有さない自治体であっても、いずれかの部門に公文書館機能を持たせ、そこへ歴史公文書を移管し、永久保存できる環境を整えることが重要である。そのような部門としては、自治体史編纂室、図書館、博物館などが考えられよう。

ここで移管・廃棄に関連する問題として触れておきたいことがある。それは「永年保存」と「レコード・スケジュール」について

「永年保存」について

公文書館を持たない自治体で多く見られるのが「永年保存」という保存期間である。永年保存とは期限が切られていないので、いつまでも書庫で保存され続け、移管も廃棄もされない文書のことである。いわばライフサイクルが止まった状況にあるわけだ。これには色々なデメリットがあるが、〔i〕いつまでも現用文書なので情報公開請求に対応しなければならない、〔ii〕歴史公文書が含まれていたとしても一般の利用に供されることがない、〔iii〕いつまでも廃棄されないで書庫のスペース不足を招く、などが挙げられよう。いずれにしてもいいことは何もないのである。できるだけ早く有期限化し、永年保存というカテゴリーをなくすべきである。

「レコード・スケジュール」について

公文書管理法独自の仕組みだが、これはアーキビストがいる公文書館を有する自治体以外では取って導入する仕組みではないと思われる。なぜならできる限り早い時期に移管か廃棄かの措置を決めたとしても、専門職のチェックのない「レコード・スケジュール」では意味がないからである。それならば保存期間が満了する時期に一括して評価選別をする方が効率的で確実な評価選別ができるのではないか。

(つづく)

小谷 允志 (こたに まさし) 略歴

神戸大学 法学部卒業。株式会社リコー、日本レコードマネジメント(株)レコードマネジメント研究所所長を経て、現在(株)出版文化社アーカイブ研究所所長。

ARMA International米国本部フェロー、同東京支部元会長、記録管理学会元会長、日本アーカイブズ学会会員。

国立公文書館主催の「公文書管理研修」(アーカイブズ研修含む)にて毎年、講師を務める。

著書

2021年「公文書管理法を理解する―自治体の文書管理改善のために」日外アソシエーツ

2013年「文書と記録のはざま―最良の文書・記録管理を求めて」日外アソシエーツ

2008年「今、なぜ記録管理なのか―記録管理のパラダイムシフト」日外アソシエーツ

2019年「こんなときどうする? 自治体の公文書管理」(共著)第一法規

2012年「世界のビジネス・アーカイブズ 企業価値の源泉」(共訳)日外アソシエーツ

2011年「情報公開を進めるための公文書管理法解説」(共著)日本評論社

2006年「入門:アーカイブズの世界」(共訳)日外アソシエーツ

2000年「情報公開制度の新たな展望」(共著)(財)行政管理研究センター など

その他、記録管理・アーカイブズに関する論文多数

※2 *大阪市「説明責任を果たすための公文書作成指針」(2011.4 改正)

<https://www.city.osaka.lg.jp/somu/page/0000200116.html>

*相模原市「公文書の作成に関する指針」(2023.3 改訂)

https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/_res/projects/default_project/_page/001/005/786/sakusei_sisin_2023.pdf

灰になった公文書と戦史編さん

——学すべき教訓はどこに

JIIIMA 広報委員会 副委員長 認証アーキビスト ^{なが い つとむ} 長井 勉

はじめに

ここ数年、アーカイブズに関わった学者などを中心に話題を拾い集めてきた。これまで調べた限りでは、日本人で海外のアーカイブズを初めて訪れた久米邦武(1839-1931)であろう。久米は1871年から2年間にわたり海外視察を試みた岩倉使節団の一員として参加した。ベネチアのゴンドラに乗って「風に舞って天に登る気持ちだ」と夢心地の中、当地の文書館を訪れた一人である。

久米は自著の中で「時代が進むにつれてこうした古文書は散逸してしまいがちだが、何事でも過去の幼稚素朴と思われるような工夫の内にその後の進歩の原型があるのであり、それを応用発展させることで後世の進歩が可能になる」と記載している。さらに「キリシタン大名大友宗麟が欧州に派遣した使節のラテン語書簡で、大友が滅びて失った記録がイタリアに保存されていることによって、当時の日欧関係を知る手掛かりになる」と日本でもいずれ欠かせないアーカイブズ設置に思いを巡らした。

久米に続く海外のアーカイブズを訪れた学者は1901年頃パリのアーカイブズを訪れた黒板勝美(1874-1946)と1930年ロンドンの英国公文書館を調査のために連日來館した藤井甚太郎(1883-1958)ではないだろうか。黒板は1901年、東京帝国大学史料編纂員となり、1908年から2年間、私費で学術研究のために欧米各国に出張した。自著の中で、「わが国では公文書の保存方法は言うに及ばず、大社旧寺、名門右族(ゆうぞく)蔵するところ幾十万の古文書が日に散逸し煙滅しつつあるのはいかにも残念の至りである」(『明治欧米見聞録』)と日本の現状を憂い、「当時の内閣府記録課がアーカイブ機能を持つべき」と言及した。

明治維新史の研究者である藤井は英国公文書館から入館の許可を得るまで時間を要したが、許可を得た後には足げ良く通い、幕末からの日本にない調査報告書などを見て、資源を保有できない日本が英国に丸裸にされている現状をここで知ることになる。帰国後、第26回全国図書館大会(1932年)の講演で「記録法案(ドイツ人が示した記録管理の意見書)を見ると古記録を保管する記録官を設けなければならない。またここには記録書類の散逸防止方法が書かれてある。記録館という設備をぜひと

も日本にできなければならぬ」とアーキビストの配置まで述べている。余談ではあるが、藤井は同館で「ウィリアム・アダムス(三浦按針)を知っているか。私はその子孫だ」といきなり声をかけられ驚いたという。

「アーカイブズの開祖」と自ら名乗る大久保利謙(1900-1995 大久保利通の孫)は、黒板の指導を受け、戦後日本近代史の学者ながら幕末以降の政治・経済・外交史料の収集をし、憲政資料室の基礎を築いた。そして近代史研究の必要性を説き、「戦前の日本史研究がもっていた欠陥は明治以降の歴史が歴史学の対象にならないという理由でこの分野の研究が遅れたことだった」。(中略)この結果国民が近代史について正しい知識を欠くこととなった。太平洋戦争の悲劇の原因を多くあげることができらるだろうが、その一つはここにあった。各方面にわたって大きな影響を与え日本の進路を見誤ることとなった」。(『近代文書学への展開』)政策判断できる資料がなければ日本の行く末を決められない。過去の戦争から学んだ教訓を受け継ぐことができないままに、未曾有の悲劇が起きてしまった。

筆者が命名した「アーカイブズの父」である渋沢敬三(1896-1963)については、その活動に関する話題は豊富である。1925年敬三が立ち上げたアチック・ミュージアム(屋根裏博物館 現「日本常民文化研究所」)は民具・民俗資料の収集・保存、並びに漁業や水産史の研究を行い、これが敬三のアーカイブズ活動の原点となる。

そして敬三が祖父栄一の没後の心労から伊豆・三津浜に病氣療養中、たまたま見つけた同地の大川家に伝わる歴史資料を借用し、筆写して完成した漁業史研究「豆州内浦漁民史料」は農学賞を受賞した。この研究論文の前文で「論文を書くのではない。資料を学界に提供するのである。山から鉱石を掘りだし、選鉱して品位を高め粗銅とするのがわれわれの目的であって、(中略)原文書を整理して他日学者の用に供し得る形にすることがわれわれの目的なのである」と敬三は語り、この考え方がアーカイブズづくりの基盤にもなっている。後に文部省史料館(現国文学研究資料館)の設立にも積極的に協力した。人材・調査・保存を重視し、資金の提供まで尽力してアーカイブズに取り組んだ人は敬三の他にいないだろう。

興味ある話をもう一つ紹介するなら、戦後、幣原喜重郎

(1872-1951) 内閣で大蔵大臣を務めていた敬三が政策立案に必要な文書を要求しても、焼却されて存在していなかったという話も伝わる。敬三にとっては悔やみきれなかったと思われる。

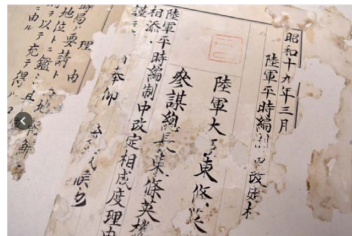
最後に紹介したいのは「公文書館法の父」と言われる岩上二郎(1913-1989)である。瓜連町長(現那珂市)から茨城県知事を経て、妻妙子の逝去によって後を受け継いで参議院議員となった。岩上とアーカイブズの付き合いは県知事時代の県史編さん事業への関りから始まり、知事退任後に茨城県立歴史館長を歴任したことによる。したがって、議員デビュー以来、所属する委員会で公文書館の必要性和公文書館の立法化を訴求した。当時の総理府担当者に「決まらないと法案は宙ぶらりんになる。国民共有の財産である重要な文書が散逸してしまってもいいのですか。賢明な判断をお願いします」と訴え続けた。回答は「職員の手が足りない。全国的に公文書が設置されたら財政困難になる」と岩上の熱意を蔑ろにする消極的なものだった。政府はこのような法律の実現については、いつの時代も及び腰だ。

そして議員立法によって1987年12月に公文書館法が成立した。我が国が記録を残すことに不得手な宿痾から脱出できる切り札と期待したが、施行から40年近く経つ今、公文書館の実現に努力している自治体はどれだけあるだろうか。そして「アーキビストが育ち、そして十分に機能するようになって、公文書館は初めて日の当たるところに出たということになる」という言葉を残した岩上は、1990年国際文書館評議会(ICA)から公文書館法の業績を称えられて、名誉メダルを授与された。惜しいことに同年77歳の生涯を終えた。

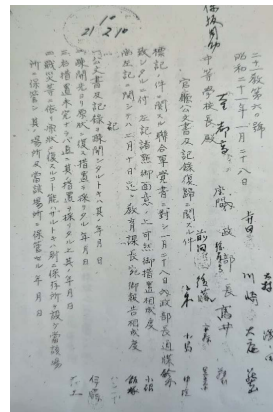
さて、本稿では1945年8月15日を境に生死を分けた公文書とその保存と戦史編さんに関わった軍人をテーマにしてみた。それは天皇による終戦を告げる「放送」の後、市ヶ谷の大本営だけでなく、各地の自治体の焼却炉から黒煙が途切れることなく続いた公文書焼却である。その目的は戦争責任を取りたくない、戦争裁判に対する証拠隠滅のためでもある。これらの公文書が「民主主義の基本的なインフラ」と考える人も当時はなく、軍命に従い、自分たちの都合で燃やし続けた。無責任な公文書の扱いはこの時から始まったと耳にすることがある。

だが玉音放送を聞きながら、「残念ながら戦いに敗れた。しかし我々の戦った事実を民族の記録として後世に伝えなければならぬ」^{*1}と誓った人もいた。公文書焼却の事実だけが切り取られ、大きく伝わるが、このような状況下で軍命を無視して、防衛省の戦史アーカイブにつながる公文書を収集し、戦史編さんに取り組んだ元軍人の話を取り上げてみたい。

終戦直後に始まった焚書



焼け残った状態で発見され、修復された公文書



「官廳公文書及び記録復帰に関する件」
(神奈川県立公文書館所蔵)

8月15日終戦記念日になると思い出すのがこの写真である。1996年に戦時中に陸軍省、参謀本部などがあった市ヶ谷台敷地内から焼け残った状態で発見され、修復されたものである。だが、筆者がこの写真をどこで見つけ、収集したのか、出典も分からないことをお許しいただきたい(もしかしたら防衛省防衛研究所所蔵の写真かもしれないが)。この天皇の決裁を仰いだ「御裁可書」は焼却後、灰にならずに残った貴重な軍の歴史資料である。戦後直ちに下された公文書の焼却命令は、戦犯裁判にまで影響を与えることを覚悟していたのかわからないが、その当時陸軍の反対を押し切ってポツダム宣言を受け入れ、終戦へと導いた鈴木貫太郎(1868-1948)内閣で閣議決定された。

そして同台では焚書の黒煙が1945年8月14日午後から16日まで続いたという。8月15日の陸軍中央の様子について「台上ハ日夜書類焼却ノ為炎ノ揚ルヲ見ル、敗戦ノ憂状明ナリ」(『宮崎周一中将日記』)^{*2}と書かれ、東京日日新聞(1951年8月17日付)に掲載された小説「第770頁・見えざる歴史(8月15日)」(小畑武三著)では生々しく次のように書かれている。「あらゆる秘密書類を焼いてしまえ、図書も焼け、焼いて灰にしてしまえ、という命令が出た。(中略) 書庫から、本箱から、机の袖出から、倉庫から、カバンの中から、ありとあらゆるところから赤表紙の本が洪水のように運び出される。その夥しい本をだれがつけたか黒煙をあげ、炎々と燃え上がる火の中に無慈悲に引き裂き、バラバラにして容赦もなく放り込む。(中略) 火勢がどっとまた強くなり、蛇の舌のような真紅な火先きがひととき空高く立ち上りました」という描写は敗戦が残すべき記録を葬った時でもある。

※1 『太平洋戦争と富岡定俊』(史料調査会編纂)

※2 『主戦か講和か』(山本智之)

さらに焼却命令は市町村の兵事文書にまで及んだ。一例であるが、8月18日には武蔵野警察署長は東京連隊区司令官よりの通牒に基づき、管下各町村長に「召集、徴兵、点呼関係書類ハ一切速ニ焼却ス」を指示している^{※3}。戦争犯罪に無関係と思われるような動員文書も焼却対象だった。また新聞社にも戦争に関する記録写真をすべて焼却すべしという命令があった。当該写真から軍の幹部に悪影響が及ぶことを危惧していたのだろう。

余談であるが、焼却の際に、評価・選別もないままに、人事記録まで処分してしまった。そのため、講和後に軍人恩給が復活したとき、判定に苦労した。該当する軍人・軍属には申請書に同一部隊の戦友二名の証明を添付することで間に合わせたという。この話、社保庁の消えた年金記録事件を思い出させる。そればかりか、当時の陸軍大佐によれば、「終戦に関する書類及び記録は極力作成せず、万一発覚の場合の心構えとしていた。関係上司への報告・連絡は極力口頭で実施し、書類を先方へ渡さないことにしていた^{※4}」。議事録を恣意的に作成せずに、問題が起きた時に記録文書からも検証に利用できない狡猾な考えは今に始まったことではなかった。

証拠隠滅を図る公文書の焼却の事実を知るGHQ（連合国軍最高司令官総司令部）は、終戦から5ヶ月を過ぎた1946年1月3日、陸軍大佐H・W・アレンから日本政府に対する覚書終戦連絡中央事務局経由で命令書を発出した。その内容は、「戦時中並びに終戦後日本政府の諸省並びにその他の諸官庁機関において、諸記録綴込公文書その他の諸書類を、これらの諸省諸官庁諸機関におけるその正常の公式保存所以外の場所に移せり、且つかかる記録綴込公文書その他の書類にして焼失したるものもあり。よって次の如く命令す」と書かれ、①正常な公式場所に返還すること。②保管場所が破壊され、または他の理由により不適当である場合、適切な保存場所を選定設置し届けること。③焼失したらその複製を保存できない場合は表を作成し提出すること。④移管と場所を届けること。⑤日本政府は諸省、諸官庁、諸機関のすべての官公吏職員に対して、公文書類をその正常な公式保存場所に返還すべき指令を遂行するに必要な命令を発すること。

つまり持ち出された公文書は元の保管場所へ返還するだけでなく、焼却された文書の控えがあれば正しい保管場所に返還することまで命じた。まっとうな戦犯裁判が行われないことを危惧しただけでなく、先の大戦の歴史を編むことに必要なGHQの指示でもある。客観的な立場で、関与した軍人に頼らずに戦史

を編さんすることが当たり前の米国だからだ。だからGHQは保存対策の一つとして、素早くゴードン・プランゲ博士を戦史室長に任命し、1945年から1949年までの約10万点以上の図書・印刷物・写真などを収集・移管した。今ではメリーランド大学の図書館にプランゲ文庫として一般に開放している。

難を逃れた機密文書の行方

当時官房文書課事務官が「選択なしに全部燃やせということで、内務省の裏庭で3日3晩、炎々と夜空を焦がして燃やしました」と回想するが、法廷で焼却されたという証言を覆すような密かに移動された書類もあったという事実を知った^{※5}。機密戦争日誌、大本営政府連絡会議審議録、大本営政府連絡会議決定綴、御前会議議事録、大陸命（大本営命令）、大陸指（総長の指示）、上奏書類（作戦計画及び大命発動などに関する上奏）、機密作戦日誌（往復軍機電報が主）などの機密文書が庶務担当の将校によって密かに隠され、その将校やその知人などによる個人的なリレーによって保管され灰と化すことはできなかった。一体どの位の量が隠されたのかは不明であるが、軍の戦後処理を担当していた復員局も知らないままに、少数の個人の手で守られて来たことを「何か泥棒でもしたように追われる者の辛さを味わったものだ」と述懐している^{※6}。

そしてGHQの眼を逃れて保管していた史実調査部長の退職に伴って、1946年12月後任の服部卓四郎（1901-1960）に引き継がれた。服部の名前を聞いて何か気が付く人は少なくはない。1939年5月から9月、服部は辻正信（1902-1961以降消息不明）と共にノモンハン事件の作戦を担当した軍人だ。日本・満州とソ連・モンゴル国境侵犯の軍事衝突、いわゆる日ソ国境紛争である。この紛争で作戦指揮を執った服部は一師団が壊滅的な打撃を受け、結果的に失敗だった。その原因は軍中央と現地部隊との意見の不一致、情報の軽視、兵力の逐次投入、兵站の無視であったという^{※7}。

本来は貴重な記録になるはずだったノモンハン事件、半藤一利は「その失敗を将来の教訓のために残すことはほとんどない。組織にとって失敗が一番教訓になる。失敗を学ぼうという声はあがるが、本当にやることはない^{※8}」と厳しい批判をした。教

※3 『現代歴史学と戦争責任』（吉田裕）

※4 2と同じ

※5 3と同じ

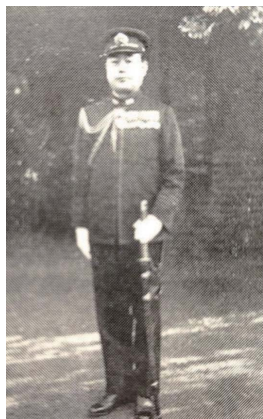
※6 『大東亜戦争戦史』（服部卓四郎）

※7 『ノモンハン 責任なき戦い』（田中雄一）

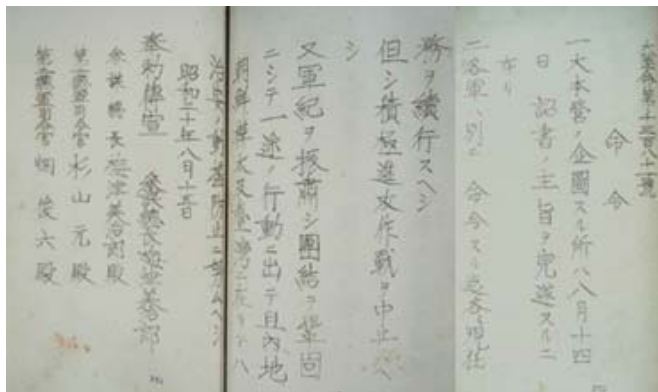
※8 『語り継ぐこの国のかたち』（半藤一利）



服部卓四郎



富岡定俊



大陸令第1381号「命令」(防衛研究所所蔵)「終戦の詔書の趣旨を完遂するにあたり、各軍は積極進行作戦を中止すべし」

訓を学ばずに勃発した太平洋戦争でも服部は作戦課長を務め、1946年6月帰国した後、第一復員庁史実部や復員局資料整理部長を約6年務め、1947年からゴードン・プランゲ博士も在籍するGHQ歴史課に5年間勤務して戦史編さんに従事した。服部はGHQ調査団にも協力し、双方からの情報を取得したはずだ。

この時を同じくして、米国は日本降伏の実態を調査するために戦略爆撃調査団が文官、将校、下士官あわせて千人以上が日本に派遣された。この時、服部など日本側の調査員も動員され、官庁以外の団体や地方にも乗り込み関係資料を集めた。当然焼却された事実には激怒したという^{*9}。後に100種類以上の報告書を作成した。

同調査団の報告は『日本戦争経済の崩壊』(正木千冬訳)として刊行され、はじめて日本国民が利用できる戦時中の経済資料は、敗戦理由を知るだけでなく、将来の日本を展望する報告書でもある。余談だが、日本が公表した統計数字との隔たりに、連合国軍最高指令官ダグラス・マッカーサー(1880-1964)は、当時の吉田茂(1878-1967)首相に苦言をこう呈した。「戦争中から食糧輸入の数字はおかしい」と。

話を戻すと、戦後服部は戦史編さんに努力し、1951年頃には発刊できる状況にあったらしい。だが密かに収集した史料を駆使して、さらに史実の編さんを目指すには、機密書類を活用できる講和条約を待たねばならなかった。そしてさらに編さんに集中した結果、1953年6月『大東亜戦争全史』1,500頁を脱稿した。服部ら陸軍将校が執筆した全4巻からなる「大東亜戦争全史」が1953年に出版された。この戦史は1966年から順次刊行された「戦史叢書」まで準公式な戦史として扱われ数ヶ国語にも翻訳されている。

服部は「主観を交える表現を避けて、事実と経緯の限定をしたがやはり若干、主観が出た」と反省しているが、労作に安堵してこう語っている。「戦争本質の探求を避ける態度を以って今日に至っている。このようなことで次の戦争の惨禍から逃れ得るだろうか。果たして文化国家を完成し得るだろうか。(中略)

戦略指導の中樞の一員として生きてきた私の強い信念であり、拙著がその礎石となれば一つになりえるならば望外の幸せである^{*10}と。「あとがき」では「私はあくまでも戦争という現実と取り組み、これを研究して、これと対決することが、新日本将来の命運に対処するため不可欠のことと信じている^{*11}」と述べ、2つの戦争体験から歴史的事実を避ける日本の将来を憂いている。ちなみに著書はベストセラーになり、1956年には改めて同書房から8分冊で刊行された。

一方、海軍でも同様に機密文書の隠匿が起こった。天皇の戦争責任、戦犯問題を恐れて「大海令」についても焼却の命令が下りた。終戦時の軍令部作戦部の富岡定俊(1897-1970)はこう述懐する。「私もこれを焼こうと考えたが、戦死者の遺族が困るだろうと思って焼かずに隠した。戦争に赴いたのはすべて天皇の命令であるという証拠がないと遺族は迷うであろう」と語り、隠匿した機密文書については「富岡は部下に命じ、いずこかへ隠させた。そして、連合軍の追及に対し、富岡は“書類は焼却した”と突っぱねた^{*12}」という。

結局転々とした御前会議議事録などは、ドラム缶に詰めて地下に隠し、また表紙を変装するなどして、占領時代の終了を待って戦争史の編さん用に利用されることになった。まずは作戦関係資料蒐集委員会が設置し、富岡が第二復員大臣官房史実調査部長となった。同時に米国から戦略爆撃調査団が派遣されて、収集調査にあった。20名の部員で戦史編さんの基礎資料の収集・編さんをし1951年に、全18巻で刊行した^{*13}。後に富岡は史料調査会理事長を務め、公職追放となったが、1955年防衛庁顧問に就任している。服部も警察予備隊(陸上自衛隊の前身)が設立当時、幕僚長のポストの話があったが、2度の作戦課長職が影響したのか反対者も多く実現しなかったという。

※9 『陰謀の日本現代史』(保阪正康)

※10 6と同じ

※11 6と同じ

※12 3と同じ

※13 1と同じ

結局、戦史編さんに活用された機密資料類は、防衛庁防衛研修所(当時)の戦史室に移管された。ここでは旧陸海軍関連史料の収集及び整理が続けられ、1955年には戦史編纂に活用された資料が一般に公開された。1960年防衛研究所と改称され、2001年には史料室が改編されて、総務大臣から公文書館等に類する機関として指定を受けた。今では防衛研究所戦史研究センター史料室となり、内閣総理大臣から歴史的資料等の適切な管理を行う施設として指定を受けた^{※14}。

戦後復員省で旧陸軍担当は服部、旧海軍担当は富岡を中心に進めた戦史編さん事業だったが、焼却を逃れて収集した資料なども含めて、公開までに30年以上を要した。同室では、現在公文書など約167,000冊(陸軍史料約59,000冊、海軍史料約41,000冊、戦史関連図書等約67,000冊)を保存している^{※15}。二度と起こしたくない戦争を伝える記録資料と向き合った軍人が伝え聞いた「この我々の戦った事実を民族の記録として後世につたえなければならぬ」というある皇族から聞こえる鎮魂が支えだったに違いない。近年の公文書を取り巻く不祥事から思うことは、失敗から学ぶための歴史資料が失われた事実を後にどのように生かしたのかである。

GHQからの支援

アーカイブズではないがGHQによる占領政策の続く中、1948年国会図書館の開館への引き金を調べてみたら米国からの勧告だった。新たな国会図書館の設立に対して、調査研究には不十分であると指摘された。米国から使節団を招き、彼らの提言で誕生したのが米国議会図書館をモデルとしたのが国立国会図書館である。一方歴史資料のアーカイブズへの訴求、つまり記録を残し、保存公開する施設の設置の機運は戦後4年経過した1949年に始まった。衆議院議員議長幣原喜重郎への「史料館設置に関する請願及び趣意書」はGHQへ予算要求3千万円(今なら2.5億円相当)につながったが、結局は約900万円(同じく7千万円相当)となった。新規施設の建設は難しく、東京・戸越の旧三井文庫を取得して1951年開館の文部省史料館となった。有難いことに、GHQは占領国のアーカイブズに関心を持ち、支援してくれていた。その後、紆余曲折を経て、日本学術会議からの「国立公文書館設置の要望書」は1958年9月に発出し、1971年に開館となった。

情報公開法から公文書管理法へ

戦後の政党政治の特色は、与党側は憲法改正などをテーマに掲げるが、結局は手間のかかる課題には真剣な取り組みを避け、幾多の汚職事件で政党への信頼が低下を続ける中、野党になった政党は必死に与党つぶしに専念するだけで党の方針を置き去りにし、政党が支持を得られなければ離合集散を繰り返す傾向にあった。情報公開制度についても、そもそも自民党政治の情報の独占は、政治家と官僚にとって権力の源だからできれば避けたい制度だった。

この制度改革は、1976年結党の新自由クラブと大平正芳首相との政策協定によって、1999年「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」が公布され、2001年4月に施行された。国民の知る権利と政府の透明性を高めることになったが、ある意味では政党間の政策協定がらみがトリガーだったとは情けない。

そして情報公開を支える公文書については、その理念が組み込まれた公文書管理法が生まれ、主権者である国民が利用できる、現在だけでなく将来の国民への説明責任を全うする目的が掲げられた。この法律は制定時に30本を超える5年目の見直しでの付帯事項があったが、見直し前に不誠実な事件が起こった。集団的自衛権の行使を容認した閣議決定に際して、内閣法制局が国の将来を決定する経緯を記録した公文書の不作成が発覚したのである。法の番人といわれる法制局には「途中経過が外に出ると誤解が広がる。事案が機微なほど記録は取らない傾向にあった^{※16}」という信じられない文化があったという。その後、公文書管理に伴う誠実らしさを感じられない不祥事は枚挙にいとまがない。

たとえば2019年に表面化した「桜を見る会」の招待者名簿事件、当時の政権の対応は公文書管理法を冒涇するようなものだった。記録がなければ全て闇の中に葬られる。公文書を国民のものとは全く考えずに、歴史を灰にした国家的な愚行の結果、反論すらできなかった敗戦国日本だったが、それから70年を経過しているにも拘わらず、法律に違反し、誠実な公文書管理の運用が決して定着しているとは思えなかった。最近メディアを賑わす不祥事は聞かれないが次政権においては、内閣の事務として「法律を誠実に執行し、国務を総理すること」が掲げられている憲法第73条を見つめなおし、歴史から学ぶ教訓を生かして欲しいものである。(敬称略)

※14 『アーカイブズ第63号』(国立公文書館)

※15 防衛研究所戦史研究センター史料室 HP https://www.nids.mod.go.jp/military_archives/about_military_archives.html

※16 2015年10月7日毎日新聞「記者の目」

リコージャパンが語る 文書情報管理士の重要性とその背景



文書情報管理士の資格を社内の推奨資格としているリコージャパン株式会社では、検定試験が行われる夏と冬の年2回、あわせて100名以上の方が資格取得を目指してこれまで5年以上にわたり団体受験という形で申し込みをされています。企業として文書情報管理士を推奨資格としているその理由と、社員個人にもどういったメリットがあるのか、インタビューにて伺いました。

インタビュー

JIIMA文書情報管理士検定試験委員会 担当理事 廣岡 潤

進行役

JIIMA広報委員会 担当理事 河村 武敏

インタビュー

リコージャパン株式会社

デジタルサービス企画本部 EDW企画センター EDW戦略室 コンテンツマネジメント企画グループ リーダー
デジタルサービス企画本部 EDW企画センター EDW戦略室 コンテンツマネジメント企画グループ
デジタルサービス技術本部 DSPSソリューション事業部 第一ソリューションデリバリー部 技術2グループ
人事・コーポレート本部 人事センター プロ化推進部 プロ化企画グループ リーダー
デジタルサービス企画本部 EDW企画センター EDW事業推進室 事業推進グループ リーダー

川上 宣久 氏
寺井 利央 氏
奥村 彰太郎 氏
小林 勝也 氏
隅谷 寛人 氏

JIIMAにおける今後の文書情報管理とは

廣岡 1967年に始まったマイクロ写真士は、時代の変遷を経て2001年に文書情報管理士に名称が変更され、これまで累計で1万8千名を越える方が認定されています。この間、紙中心だった文書情報は、データで発生した文書情報がそのまま組織の垣根を越えて利用される「文書情報流通」という状態に環境が大きく変化しました。JIIMAでは今年5月に発表したJIIMAビジョンで掲げている「DXを加速させる」の実現には、安全な文書情報流通を実現させるための適切な文書情報マネジ

メントが重要であり、それを実践する正しい知識を持った文書情報管理士を育成することが必要であると考えております。このため指定参考書である「文書情報マネジメント概論」の新版を来年3月に発行する予定です。本日も伺ったことを改訂作業にフィードバックさせていきたいと考えております。



JIIMAの資格について説明するインタビューの廣岡副理事長

推奨資格になった理由とその効果とは

河村 文書情報管理士の上級から文書情報マネージャーという資格をお持ちの方にも本日のインタビューに参加いただいています。これら資格を取得するきっかけがあれば教えていただけますか。

川上 リコーは複合機を中心に展開しているメーカーですが、現在はお客さまの文書管理からその利活用などドキュメントソリューションを含めた総合的な提案を行っています。私が所属する



文書管理の重要性とともに「文書情報管理士」が推奨資格になったと語る川上氏

コンテンツマネジメント企画グループは、基本的に文書管理ソリューションやクラウドストレージ製品を取り扱っております。業務を行う上で、文書管理の重要性が増し、JIIMAの「文書情報管理士」という資格が役に立つということを知って、推奨資格としました。資格取得することによって、社員の人事評価のレベルアップやモチベーションアップにもつながっています。

廣岡 御社からは管理士の団体受験の申し込みが定期的に行われておりますが、「文書情報管理士」が推奨資格になったのは具体的に何か理由がございでしょうか。

川上 紙をデジタル化して運用するだけではなく、現在はデータtoデータが主流となってきており、その中でワークフローを構築するソリューションも増えています。これらの知識やスキルを身につけて、お客様にDX（デジタルトランスフォーメーション）の提案をするためには、言葉だけではなく目に見える資格も重要になってきます。

寺井 そもそもリコージャパン社内では「プロフェッショナル認定制度」（以下、「プロ認定制度」）という仕組みがあり、個人のスキルやノウハウが評価される制度に人事システムが変更されました。いろいろなソリューションがあり、いろいろな分野がある中で、その分野ごとにいわゆるマスター級とか1級2級などランクが分けられていて、その中でそれぞれのランクに到達するためにはこういった資格を持っていなければいけないという体系を作ろうとしたわけです。当初は、このプロ認定制度の仕組みに文書情報管理士は入っていませんでした。ただ、このプロ認定制度の枠組みがどんどん大きくなるにしたがって、さらに細分化された資格が必要ということになり、その際に話にあがったのが文書情報管理士です。特にその中で文書情報管理士の上級資格を取得できれば、ドキュメントソリューションの分野を担

当する社員としてはこれが最上位に位置づけたらよいのではないのかとなり、文書情報管理士をドキュメントソリューション分野の上級資格として位置づけたという経緯があります。

廣岡 団体受験の申し込みはその流れでということでしょうか。

寺井 そうですね。今後のプロ認定制度が新しい制度体系で進むと決まった際に、社内で文書情報管理士の受験者を募集した所、かなりの人数が集まりまして、そんな中、JIIMAから「団体受験で申し込まれたほうが受験料の割引があります」という話を聞いて、それならば定期的に団体受験で申し込むスキームを作ったほうがよいということになり、今も定期的に団体受験で申し込みさせていただいています。

小林 プロ認定制度の関わりで文書情報管理士の資格を取得するのは、当初は「コーディネートセールス」と呼ばれる複合機周辺のソリューションを提案する営業やシステムエンジニアが主体でした。その後、スタッフ職の方々も資格を取得していく流れになり、電子帳簿保存法の関係もあって、さらに約2,000名が資格取得の対象に加わりました。結果的に7,400名ぐらいの方々にとって、この資格を取ることがプロ認定制度のレベルアップ要件になってきている、という状況です。リコージャパンでは自らがソリューションを使い、その社内実践を事例とし、営業はもちろんエンジニアもスタッフも、その実践と資格を活かし、お客様に有効な形で提案するということを意識しています。社内に文書情報管理士という資格を有するメンバーがどの分野にも大勢いることは、お客様への提案や社内業務の上で大きなメリットとなっています。

社内の資格取得の状況について

廣岡 文書情報管理士以外にその他の推奨資格は、例えばどのようなものがあるのでしょうか。

小林 現在は約800種類あります。例えば、ビジネス・キャリア検定などは、人事や経理、営業・マーケティングなど細かく分かれています。当社では職種細目が80種類に分かれています。それら80種類の業務にあわせてどの資格が必要なのかという建付けをして、スキルマップみたいなものができあがっています。

廣岡 推奨資格が800種類もあるっていうのはちょっと驚きですが、御社の中での文書情報管理士の認知度はいかがなものでしょうか。

小林 先ほど説明させていただいたコーディネートセールスをする対象メンバーが2,000名、システムエンジニアとしてそれらを

構築するメンバーも同じように1,400名、スタッフ職は4,000名くらいが対象となっています。プロ認定制度は社員14,000名が対象ですから、おそらく半数の7,000名以上の方は文書情報管理士の資格を取らないといけないと認識しているのではないかと思いますね。

河村 驚きました。御社からは毎年何名くらいの方が文書情報管理士の団体受験に申し込みいただいているのでしょうか。

小林 夏と冬で合計100名から140名前後、現在ではトータルで550名ほどが社内で文書情報管理士の資格を持っています。ただプロ認定制度が始まってまだあまり時間が経ってない職種もあります。営業やシステムエンジニアはすでに多くの社員が取得していて、スタッフ職は一昨年から対象となったので、今後はスタッフがどんどん受験していく形になると思います。



社内の推奨資格について説明する小林氏

資格へのチャレンジ精神を養う社内環境

廣岡 可否判定する立場で見ていると、御社の受験者数が多いというのも驚くべきことなんですが、それ以上に御社の受験者の成績が非常に良いと感じております。これは何かしら社内の勉強会があるかと想像していたのですが、そういった教育制度的なものは何かございますか。

小林 もともと社内でプロ認定制度が始まる前から、毎週水曜日の業務開始1時間は学習する時間にしているという仕組みがありました。そういった時間を有効活用して学習しているのが一つ、あとは、資格を取るための支援制度を設けています。全社員を対象に、1年間に何資格まで支援しますよ、というような形になっていますので、そういった会社からの支援なども活用して、みんなチャレンジをしてくれているんじゃないかなと思います。

廣岡 支援というのは具体的には、受験費用や参考書の費用とかそういったことですか。

川上 その通りです。

廣岡 資格取得できると先ほどプロ認定制度のレベルが上がると伺いましたが、給与の面で資格の手当てや、あとは人事評価的なところにも何か連動するようなものがあるのでしょうか。

小林 連動しています。プロ認定制度というのは、プロレベルが8段階あります。一定レベル以上になると手当がまず出ますよ、という制度になっています。その手当が出ることにプラスして、一定レベル以上になると自分の処遇が上がるようなシステ

ムになっています。すべての社員が必ずなれるわけではありませんが、それに紐づいてある一定の成果・行動を伴っている社員というのは、処遇が課長相当まで上がる形になっています。プロレベルが上がるのが、自分の待遇や処遇が良くなるということとつながっているというシステムになってはいます。

廣岡 なるほどよくできていますね。政府のほうでもよく「リスクキリング^{*1}」という言葉を使っていますが、御社は先行して制度化されていたのでしょうか。

小林 そうですね。そういうリスクキリングと言いついたタイミングと、全社員でがんばろうねというタイミングがぴったりあった部分はありますね。

川上 プロ認定制度の知識という分野では、外部資格を取得することでポイントが得られます。例えば文書情報管理士1級だと5ポイントとかそういうポイント付けがあるので、どの試験にチャレンジしようか、社員は各自考えています。先ほど、社内の勉強会の時間、そして金銭的支援の話がありましたけど、部署内で例えば文書情報管理士の1級など上級の資格を持っている人が講師役になって、資格受験対策の勉強会も実施しています。これは文書情報管理士だけにかかわらず、マーケティング研究やビジネス・キャリア研究とか勉強会にはいろいろな種類があります。

寺井 補足になりますが、勉強会ではどんなふうに勉強をしたのかとか、どれくらい時間をかけたのかといった体験談などを、水曜日の朝1時間で発表しています。最初は、会社で勉強なんて面倒だと思っていた社員もいたと思いますが、最近ではみな勉強会に対してより自発的になってきて会社全体の体質そのものもいい方向に変わってきています。

廣岡 社員全員がスキルアップすることで会社全体の質が上がっているという感じですね。水曜日の朝1時間は他にどんな勉強をされているのでしょうか。

川上 基本的に水曜の勉強時間は朝9時から10時までです。最近では外部試験の勉強会の他にも、自社の商品知識向上の勉強会をやったり、社外のパートナー企業から講師を招いてセミナーを開いてもらったり、社内整備しているe-Learningのデジタルコンテンツでの勉強などいろいろな手法の勉強会を行っています。ちなみに勉強会はリコージャパン全社員約18,000人が対象になっていて、テレワークの社員も多いので、リモートで勉強会に参加することも可能となっています。

※1 技術革新やビジネスモデルの変化に対応するために、新しい知識やスキルを学ぶこと

名刺記載は営業の武器。官公庁入札での必須資格

河村 では次に視点を変えまして、社員のスキルとしての文書情報管理士としてではなく、お客様への対応としての文書情報管理士の資格はどのように活用されておりますでしょうか。

奥村 私が文書情報管理士2級の資格を最初にとったのは2017年でした。その半年後に1級に合格しまして、2019年には上級の資格を取得しました。更新手続きもちょうど先月行っています。名刺にも「文書情報管理士 上級」という文言を入れさせていただいているのですが、実感としてこの資格に対して反応がよいのは官公庁関連です。

廣岡 入札参加資格に必要なからですね。

奥村 そうです。入札参加資格のところにファイリングデザイナー2級または公文書管理または文書情報管理士1級以上というものがちゃんと明記されていたので、資格の取得が役に立ちました。

河村 なるほど。

奥村 民間企業ではまだまだピンとくるとかはないのかもしれませんが、私の職務上、文書管理ドキュメントソリューションを担当しているので、訪問先で名刺を見せた際、文書管理の相談ができるんだと分かっていたみたいで、雑談から始まって別の部署を紹介していただいたり、文書管理で困っているという相談を受けることはよくあります。

河村 奥村さんは文書情報管理士以外にも「文書情報マネージャー」認定の資格もお持ちなんですね。



文書情報管理士の資格は官公庁関連の業務では特に重要になると語る奥村氏

奥村 はい。そちらも受講しまして、JIIMAで実施している資格はすべて取得させていただいています。またJIIMAの資格ということで、現在、電子帳簿保存法関連でJIIMAというキーワードは一般にもかなり浸透してきています。弊社の製品もJIIMA認証を受けておりますが、JIIMA認証を担保している資格ということで、文書情報管理士の有用性を感じています。

河村 文書情報管理士と文書情報マネージャー、この資格の信頼性、そして営業での貢献度が高かったということでしょうか。

奥村 そうですね。とくにJIIMA認証からJIIMAという団体を知っておられる方も多いので助かっていますね。

廣岡 電帳法関連は我々JIIMAとしてはずっと昔からやっていたことがやっと花開いたというところまで、電帳法以外の部分

もJIIMAとして強化していきたいと感じています。

川上 やはり電帳法におけるJIIMA認証は大きいですね。官公庁など大手を取り扱っている営業支援だけでなく、中小企業の担当もJIIMA認証という言葉は知っておられます。さらにもっとJIIMAの知名度が広がっていたら、名刺に文書情報管理士の資格を記載しているメンバーも非常に助かると思います。

廣岡 ご指摘ありがとうございます。リコージャパン様の立場や目線からいろいろとご指摘いただけることはありがたいです。

河村 電帳法の宥恕期間も去年の12月で終了しましたが、それでも中小企業などは対応が進んでいないところもあると思います。それら企業を対象にしたビジネスチャンスはまだまだあると考えられますので、JIIMAとしてもJIIMA認証を取得されている企業様をさらに支援していければと思っています。



文書情報管理士の試験は夏と冬の年2回、CBT方式で行われる

教育制度について今後の展望と文書情報管理士に求めるもの

廣岡 これまで御社の教育制度をいろいろとお話聞かせていただきましたが、教育制度について今後どのように発展させるご予定なのかを教えてください。

小林 現在、少子化の波が我々にもあって、社員一人一人が複数のスキルを有して生産性を高める必要を感じています。今までですと、例えば営業でも複合機周辺商材の専門といったように専門領域がありましたが、今ではICTなどについても複数のスキルが求められるようになっていきます。複数のスキルを持つスタッフがいろいろな役割を担えるような形にしていきたいと思っていますので、社員みなでさまざまな資格にはチャレンジしてほしいな、というふうに考えています。

廣岡 少子化に向けての準備ということですね。

小林 ただそうは言っても、その資格の知識が時代にあわせてアップデートされていかないと意味がありませんので、古いスキ

ルではなく新しいスキルを有してほしいというふうに思っています。

廣岡 厳しい話ですがまったくその通りですね。

小林 お客様へ最適なソリューションを提案するには、社員には常に新しいものをチャレンジしてもらうように働きかけていて、社員全員が各種の資格を有してお客様にいろんな提案ができるようにしていきたいと考えています。

廣岡 文書情報管理士もアップデートを図ろうと教科書改版作業を進めておりますが、改めまして文書情報管理士の資格制度自体に求めたいというところは何かございますでしょうか。

小林 資格については繰り返しになりますが、新しい情報が学べるようにしてほしいというところですね。プロ認定制度は毎年推奨資格の見直しをしております、文書情報管理士においても常に時代に合わせた最新スキルが学べる資格であってほしいです。

河村 コロナ禍以降、DXという言葉が広く一般に使われるようになりましたが、DXに関する検定なども取り入れているのでしょうか。

小林 800資格の中にDX検定自体も含まれています。特にリコーグループ全体でITSS (ITスキル標準) のレベル3から5ぐらいの資格にチャレンジしようという目標を持っています。あとはデータの取り扱い、データを変換してどう分析するかがこれから重要になってくるので、情報IPA関連の資格も順次増やして行きます。

河村 資格にチャレンジする方が社員全体で増えてきているということでしょうか。

寺井 増えてきています。特に最近では情報セキュリティ関係が一番多いですね。もちろん自分の業務の役割やミッションとか、仕事に関連する資格をまず選んだ上で取得を目指すという基本ありきではあります。



政府も企業もお客様も全員がプラスになるような提言をJIIMAにはお願いしたいと語る寺井氏

JIIMAへの要望とは

廣岡 最後になりますが、我々JIIMAの活動について会員企業であるリコージャパン様の視点から何かご希望があったら伺いたいのですが、いかがでしょうか。

寺井 資格試験や認証制度などいろいろやっていますが、特に政府や行政機関とかそういったところに対する政策提言をより行ってほしいです。電帳法に関する規制緩和もそうですが、企業側としてはよりお客様に提案しやすいように、お客様に対しても法律を柔軟に運用できるように、ご配慮いただければと思います。



今回の貴重なご意見に謝意を述べる進行役を務めた河村理事



改訂版

文書情報管理士2025冬試験の指定参考書

文書情報マネジメント概論

文書情報管理士検定試験受験者必読!!

(第3版)

- 文書情報マネジメントの実践に役立つ参考書
- 第9章プロジェクトマネジメントについて JIS Q21500:2018「プロジェクトマネジメントの手引」を規範とした解説を掲載
- 第9章以外の章も全体的に見直しを実施

公益社団法人
日本文書情報マネジメント協会
文書情報管理士検定試験委員会 編
2017年10月1日 初版発行
2022年10月7日 第3版発行
B5版 178ページ
ISBN 978-4-88961-016-1
定価3,300円(税込)

◆ お問合せ・お買い求め

公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会 (JIIMA)

<https://www.jiima.or.jp/> 「JIIMAの活動」→ 出版物・販売物 より



文書情報管理士

合格者からのひと言

2024年夏試験は2024年7月20日（土）から2024年8月31日（土）までの期間、CBT方式で実施されました。

今回は上級合格者が30名、1級合格者が75名、2級合格者が179名となりました。

苦労して合格された方の中から試験に関する貴重なコメントをいただいたので紹介します。

- ①文書情報管理士検定試験はどこでお知りになりましたか？
- ②受験の動機は？（受験のきっかけ）
- ③学習時間は？
- ④どこに重点をおいて学習しましたか？苦手な部分なども
- ⑤受験対策セミナーは受けましたか？

- ⑥コンピュータ試験は便利でしたか？
どういうところが便利でしたか？ どういうところが不便でしたか？
- ⑦受験した感想、改善して欲しい点
- ⑧今後この資格をどのように活かしていきますか？

こざかい ひとし
小堺 仁 さん

リコージャパン株式会社
エンタープライズソリューションセンター ソリューション第一営業部 リーダー

上 級

- ①会社からの紹介で知りました。
- ②お客様の業務改善提案において、文書管理の考え方を身に付けておくことが役に立つと思った為。
- ③約40時間。
- ④普段接する事が無いマイクロフィルム分野と上級試験から対象になるプロジェクトマネジメント分野を特に学習しました。
- ⑤はい。（オンラインセミナー）
- ⑥はい。受験日や受験場所を自分のタイミングに合わせ

- て調整する事が出来るところ。
- ⑦過去問や問題集等があれば、試験に出題される問題形式に合わせて繰り返し学習する事ができるので、知識の定着に役立つと思う。
試験結果レポートは、もう少し詳しい正誤結果が分かると復習する際に役立つと思う。
- ⑧文書情報管理士の受験を通して学んだ知識や考え方を活かして、ソリューションの機能だけではなく、運用面も考慮された提案ができるように活動していきたい。

よこた ひろゆき
横田 博之 さん

社会福祉法人 北九州市手をつなぐ育成会
経営管理部 経営戦略課 課長

上 級

- ①デジタル化チームのマネージャーから紹介されました。
- ②デジタル化事業を推進するために必要な知識を深めるため。併せて、官公庁等の入札要件を満たすため。
- ③約20時間。
- ④上級から試験範囲に含まれたプロジェクトマネジメントを重点的に学習しました。特にプロセス群及び対象群に関連するプロジェクトマネジメントのプロセスについて反復学習しました。
- ⑤はい。（オンラインセミナー）

- ⑥はい。解答の選択や変更がワンクリックで済むため、筆記方式より解答にかかる時間を短縮できました。
- ⑦試験終了後、受付で試験結果レポートを受け取るため、分野別の正答率を確認できました。自分の苦手分野を把握することで復習に役立ちました。
- ⑧現在携わっている事業（障害のある方が公文書等のデジタル化業務に取り組む）を成功させ、障害のある方の工賃向上及び一般就労への移行促進を実現させたいと考えています。

あおい せいや
青井 誠也 さん

株式会社サビア

上 級

- ①会社から紹介されました。
- ②すでに1級を取得しており、更新の時期が近づいたこともあって、改めて上級を受けることにしました。
- ③約30時間。
- ④法律やプロジェクトにかかわる内容がなかなか理解できなかったため、そのあたりを重点的に勉強しました。
- ⑤いいえ。（タイミングが合わなかったため）
- ⑥はい。時間・場所が選択できたため。

- ⑦ややこしい選択肢が多い印象だった。細かい単語を覚えるよりも、その内容や理由を理解することの方が大切なはずなのに、「とりあえず単語を覚えておいたらいいい」という暗記試験のようになってしまっている感じがした。
- ⑧今回の試験に向けて勉強した内容は、弊社では日常業務で生きてくることが多い。今後も特に意識することなく、日常的に活かしていきたい。

- ①社内での情報共有で知りました。
- ②入札の加点になることと、社内で文書管理規程の整備に有用と考えたためです。
- ③約20時間。
- ④受験対策セミナーの内容を重点的に学習しました。
- ⑤はい。(オンラインセミナー)
- ⑥はい。自信のない問題をチェックしておき、あとから

- 見直すことがシステマ的にできるところが便利だと思いました。
- ⑦試験期間が終了したあとでも構わないので、どこが誤ったか把握できると良いと思いました。
 - ⑧文書管理を通して業務の効率化ができるように、受験のための学習で得た知識を役に立てたいと考えています。

- ①以前、上司からの紹介で2級を取得していたので、さらに上の資格取得を勧められました。
- ②現在の所属部署で紙文書の電子化作業に携わっているため。
- ③約72時間。
- ④参考書を全体的に学習しました。特にマイクロフィルム分野が苦手だったので、有資格者にポイントを教えてもらいその部分を重点的に学習しました。
- ⑤いいえ。(すでにセミナーの申し込み期間が終了していた)
- ⑥はい。操作も分かりやすく、マークシートより見直し

- が容易であるところが良かった。
- ⑦本試験を受験し、実践的な知識とスキルの重要性を改めて感じた。コンピュータ試験は結果がすぐ出るのは良いが、どの問題を間違えたかわからないので、不正解だった問題を教えてもらえると、より理解が深まると思います。
 - ⑧官公庁や民間企業において、紙文書の電子化は今後も増えてくると思います。今回の学習で得た知識を活用し、お客様の信頼を得て、より良いサービスの提案に繋がっていききたい。

- ①社長からの紹介で、社員の知識向上を目的とし文書情報管理士の資格取得を目指そうとなり知りました。
- ②社内の取得推奨資格且つ上司からの紹介もありましたが、業務にも役立つと思ったためです。
- ③約15時間。
- ④参考書「文書情報マネジメント概論」の内容を重点的に学習しました。特に、オンラインセミナーで紹介のあった重要箇所や模擬試験を反復した他、マイクロフィルムはYou Tubeやネットで調べて状況をイメージする等を行いました。

- ⑤はい。(オンラインセミナー)
- ⑥はい。受験場所や時間を選択できたので、非常に便利でした。
- ⑦今回の受験では、社長を含み9割程の社員が受験し多数の合格者も出ていたため、社内の受験機運が高まった状態で勉強できたり、先に受けた社員に学習の仕方を教えて頂いたりして試験に臨むことができたので良かったです。
- ⑧お客様への運用提案に活用していくことで、各企業様の業務効率化のお役に立ちたいと思います。

- ①弊社で数名資格保持者が在籍しているのと、上司からの紹介。
- ②自身のスキルアップ、知識向上のため。
- ③約25時間。
- ④参考書については一通り読み、マイクロフィルムについてもわからない単語を調べたり、以前受験した方に教えてもらいながら学習しました。

- ⑤はい。(オンラインセミナー)
- ⑥はい。試験日・時間が自由に選べるのと、可否もすぐわかるところが便利でした。
- ⑦セミナーを受講したり、参考書を一通り読んでわからなかった事や更に学びが深まったかと思っています。
- ⑧お客様に説得力のある説明、付加価値のある技術・サービス向上を目指していきます。

文書情報流通を実践する人材を育成する

委員長からごあいさつ



むろ い ひろ ゆき
室井 弘之 (株)横浜マイクロシステム

委員長を拝命しております室井です。「DX」という言葉を耳にするようになってから数年が経ち、今では「AI」や「生成AI」といった言葉がよく聞かれるようになりました。AIという言葉も、以前に流行した記憶があります。このように言葉には流行り廃りがありますが、技術そのものは着実に進歩しています。

技術の進化と情報の役割の変化に伴い、増加するデータを管理・統制するために必要なのが「文書情報マネジメント」です。そして、それを実践するのが文書情報管理士です。

文書情報管理士検定は、時代の流れをリードする人材を育成することを目指しています。

委員会メンバー紹介

人数 8名 (委員50音順・敬称略)

理事 ヒロオカ 廣岡 (株)ニチマイ
副委員長 マツ イ 松井 ヨウスケ 洋介 (株)PFU
委員 サクライ 櫻井 裕司 (株)鈴与
委員 ソウ マ 相馬 カズノリ 関東インフォメーションマイクロ(株)

委員 マツ イ 松井 正宏
委員 ヤマガチ ツトム 勉 富士フィルムビジネスイノベーションジャパン(株)
委員 ワタヒキ マサトシ 雅俊 (株)インフォマージュ

これまでの活動結果と報告

第63期では、検定試験の参考書である「文書情報マネジメント概論」改訂プロジェクトと連携し、教育体系の見直しを進めました。また、令和6年1月の改正電子帳簿保存法の施行に伴い、参考書「e-文書法 電子化早わかり」の改訂が行われ、それに合わせて試験問題の見直しも実施しました。

「文書情報マネジメント概論」改訂プロジェクトでは、これまでビジネス文書をはじめ、図面や帳簿、貴重書類などさま

ざまな情報を扱ってきましたが、現在ではデジタル化が進み、情報は文書(画像情報)に限定されず、動画や音声といったコンテンツも含まれるようになっていきます。これらを踏まえ、2020年代を通して活用できる広範な視野を持った参考書を目指して改訂を進めています。

検定試験委員会では、改訂プロジェクトと連携し、教育体系の見直しを検討し、2024年夏試験から改訂版に基づく試

過去10年の受験者数の推移

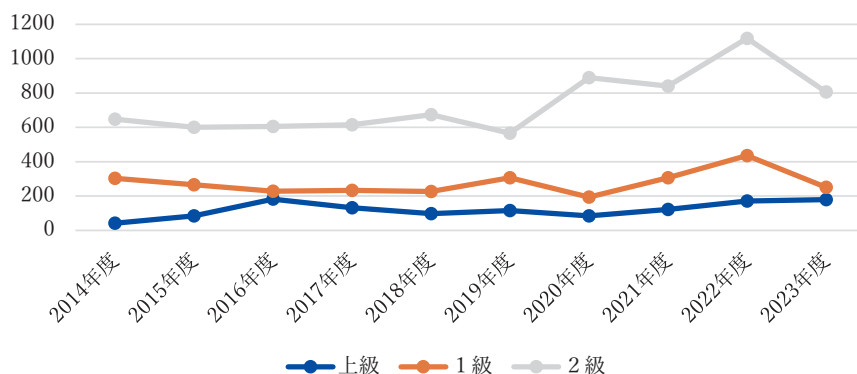


図1 文書情報管理士 検定試験受験者の推移

験を実施しました。

受験対策セミナーにおいては、運営効率化を図り、受付と決済をECサイトで行うようにしました。また、配信動画の内容をブラッシュアップし、より視聴しやすい形に改善しました。

過去10年間の受験者数の推移は図1の通りです。新型コロナウイルス感染症の蔓延により在宅ワークがより普及したこと

により、2020年から2022年にかけて2級の受験者数が増加しました。2023年には1級・2級の受験者数が減少したように見えますが、新型コロナ以前からの実績に照らすと、順調な推移と考えられます。なお、上級に関しては特に影響を受けることなく増加傾向にあります。

今期（第64期）の活動内容

第64期では、引き続き「文書情報マネジメント概論」改訂プロジェクトと連携して教育体系の見直しと、参考書の改訂に伴う出題問題の見直しを進めます。

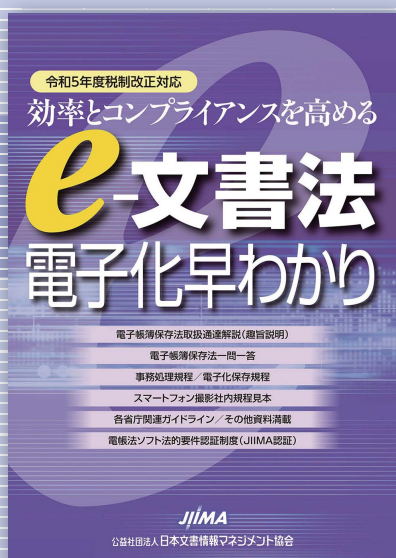
改訂プロジェクトでは、従来の紙文書や電子化文書中心の内容から、デジタルで作成される電子文書やデジタルコンテンツを中心に扱い、文書という枠にとらわれず、情報全体を視野に入れた内容を目指します。従来の参考書では初歩的なIT技術の習得を目的としていましたが、受験者が既にそれを身に付けていることを前提とし、より専門的なIT技術を学べる内容を目指しています。検定試験委員会では、これらの内容を踏まえ、出題問題の見直しと教育体系の改訂に向けた検討を行います。

委員会からの抱負と提言（来期以降に向けて）

電子帳簿保存法や文書情報に関する法改正、生成AIの一般化、IT技術の進化など、加速する時代の流れに対応した資格として、検定試験も絶えず変化しなければなりません。

「バーンデジタル」が一般化し、紙媒体から電子文書やデジタルコンテンツが主流となる時代において、求められる人材像も変化しています。デジタル主流の時代ではありますが、アナログの利点とデジタルの利点を客観的に見極めていくことも重要です。

こうした情報流通時代をリードする人材の育成を目指して、今後も活動を続けてまいります。



新刊

令和5年度税制改正対応

効率とコンプライアンスを高める e-文書法 電子化早わかり

参考資料満載！

- 電子帳簿保存法 取扱通達解説（趣旨説明）
- 電子帳簿保存法 一問一答
- 事務処理規程／電子化保存規程
- 電子帳簿保存法 法的要件認証制度（JIIMA認証）

公益社団法人
日本文書情報マネジメント協会
法務委員会 編
令和6年3月25日 発行
B5判 328ページ
ISBN 978-4-88961-022-2
価格 3,300円（税込）

◆ お問い合わせ・お買い求め

公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会（JIIMA）

<https://www.jiima.or.jp/> 「JIIMAの活動」→ 出版物・販売物 より



自治体向けの公文書管理セミナー始動

委員長からごあいさつ

ウチ ダ トシ ヤ
内田 俊哉 ドキュメント技術研究所

委員長の内田俊哉です。委員会を発足して13年目を迎え、1,100名を超える認定者を輩出してきました。その間、コロナという厳しい環境を乗り越え、研修の形態もリアルからオンラインに移行しました。さまざまな業種や業務の方々が、オンラインのメリットを活かし全国から参加されています。文書情報管理の現場で直面している課題を真剣に学びたい受講生が、有償の認定セミナーに多く応募してくださっています。

そのため、講師陣の充実を図り、最新の文書情報管理の内容を常に更新し、受講生に最新の情報を提供できるよう日々努めています。また、受講生の悩みに応えるために個別の相談会を設けるなど、他のセミナーにはない特徴を打ち出しており、受講生の皆様から大変好評をいただいています。受講後もSlackや研究会・勉強会を通じて認定者との対話の場を多く持ち、文書情報管理に対する想いを持った受講者同士のコミュニケーションの場を提供したいと考えています。

委員会メンバー紹介

人数 10名 (委員50音順・敬称略)

理事	コクボ アキヒロ 小久保明彦	富士フィルムシステムサービス(株)	委員	ヒグチ ヨウスケ 樋口 洋介	富士フィルムシステムサービス(株)
副委員長	ミソカミ タクヤ 溝上 卓也	TK業務企画	委員	ムラマツ マコト 村松 真	(株)ソフトクリエイト
委員	アサカ タカヒロ 朝香 貴裕	(株)ドキュメント	委員	ワタナベ アキオ 渡邊 明男	富士フィルムビジネスイノベーション(株)
委員	ソノダ ヨウジロウ 園田葉二郎	AIS(株)	アドバイザー	ナガイ ツトム 長井 勉	
委員	ナカガワ カツユキ 中川 克幸	(株)日立ソリューションズ			

これまでの活動結果と報告

1. 既存の認定者に向けた動画配信サービス（アップデートセミナー）の開始

文書情報管理のデジタル化技術も生成AIの登場により大きく変化しています。これまでの13年間でセミナーの内容も大きく様変わりしてきました。当初受講された方からは内容や進め方に驚かれるかもしれません。私たちも当初は文書情報管理の窓口として総務課や情報システム課をターゲットにしていたのですが、現在は現場部門でのニーズが高まっています(図1)。そのため、受講後も終わりではなく、既存の認定者が仲間同士でつながり、課題を共に考え解決していくことで、認定者の価値が向上すると考えています。昨年9月から、有料の動画配信サービスを開始し、2つの課題に取り組んでいます。一つは既存の認定者がどのような情報を求めているか、二つ目は最新情報を必要とする認定者に対して、どのようにサービス案内を届けるかです。3年ほどでセミナーの内容も大きく変化するため、前回受講から3年程度を目安にアップデートセミナーを受講していただきたいと思います。まだ試行錯誤の段階ですが、受講者の声を聞きながらより良いサービスを提供していきたいと考えています。

2. 専門講師を交えた研究会・勉強会の充実

多くの方に研究会に参加していただくため、認定セミナーの開催時期に合わせて、3月には生成AIが文書情報管理に与える影響

をテーマに、BOX社様の協力でリアル参加とオンライン参加を併用した研究会を実施しました。研究会後には認定者と講師との懇親会を開催し、オンラインではできない話に弾み、大変盛り上がりしました。6月には、エイトレッド社様の協力のもと、ワークフロー（小規模向け、大規模向け）の違いについて研究会を開催しました。また、8月には、整理収納アドバイザー資格を保有する認定者数名とともに「整理収納と文書管理」をテーマにした勉強会を開催しました。オフィス内の物品や図書など、文書だけでなく整理が必要なものについても取り組みました。10月には、知識の幅を広げる意味で、専門家を交えた整理収納アドバイザーの研究会を開催する予定です。

3. 自治体向け公文書管理セミナー開催へ準備

来年度スタート予定の自治体向け公文書管理セミナーに向けて、今年度は数ヶ所の自治体・公文書館を直接訪問してヒアリングを行い、セミナー内容の検討を進めています。また、本認定セミナーでも追加料金なしで1時間程度の試行版を視聴していただき、自治体や関連の方々にアンケートを実施し、講義内容に対する要望を検討の参考にしています。

4. 認定セミナーの第6章事例紹介について

認定セミナー委員会のメンバーに加わっていただいた(株)ドキュ

メント(旧株式会社エフ・アイ・エス)の紙文書と電子文書管理の構築事例が、2022年の第16回JIIIMAベストプラクティス賞の奨励賞に選ばれました。新規ビジネス立ち上げに際して認定セミナーを受講されたメンバー4名が中心となり、自社の文書管理を構築した事例を第6章の事例として取り入れました。実践に基づいた説得力のある事例であり、セミナー内容の充実に寄与しています。また、動画配信の強みを活かし、現在主流の文書情報管理システムの注意点など、認定セミナーでしか聞けない情報も第6章事例紹介に加え、充実させています。

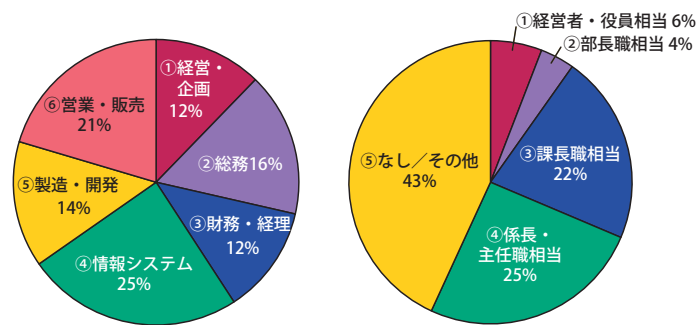


図1 職種(左)と職位(右)

これから取組む活動内容

1. 自治体向け公文書管理セミナーの有識者を集結し、検討委員会を開始

公文書管理法や行政文書管理ガイドライン、公文書管理の実務実践経験、歴史的公文書に関する観点を取り入れることを目指します。公文書管理には紙と電子のシステム管理を含む幅広い知識が求められます。公文書管理の有識者を集め、セミナー内容の検討を進めていきたいと思います。また、全国の1718市町村に対し、JIIIMAの公文書管理セミナーの開催案内をどのように届けるかについても知恵と工夫が必要です。

2. 認定者の企業からベストプラクティス賞受賞を目指す

文書情報マネージャー認定セミナーを受講された企業からJIIIMAのベストプラクティス賞を輩出し、取り組みの構築事例紹介をセミナーに取り入れていきたいと考えています。学んだ知識を自らの企業で文書情報管理の実践に生かし、失敗談や経験談を共有することで、受講生にとって実践的な研修を提供することが目標です。セミナー受講後も、研究会・勉強会やSlackを通じてフォローアップし、対象企業の発掘に努めます。

3. 認定資格受講者の集客施策としてのPR活動の継続と講義内容の充実を図る

現在、認定セミナーの申し込みはJIIIMAのホームページや案内メール、既認定者からの紹介が主です。昨年度の受講者アンケートでは、講義内容について「大幅に期待以上」と「期待以上」の評価を合わせて70%の受講者から高評価をいただいています(図2)。

受講者が本セミナーを選んだ理由として「基本から応用まで学べる」が35%、「紙と電子での管理の両方がわかる」が23%といった理由が挙げられていますが、「特定のベンダー色がない」8%、「最新の技術動向」7%、「経営層を意識した内容」4%など、講義の内容に踏み込んだ回答が目立っています(図3)。

受講者の課題には「誰がどこに何のファイルを保存しているのか把握できない」「文書管理の運用ルールの理解が社員全員に浸透していない」「データアクセスの権限により横断的検索が困難」といったものがあります。セミナーへの期待として、多くの個別テーマが含まれており(図4)、これに応えるために、認定セミナーのPR活動やウェビナー、旬な情報ブログの発信を継続して集客活動を行います。また、現場での文書情報管理の課題を把握し、研究会・勉強会やSlackで議論し、講義内容に反映させることで、内容の充実を図っていきます。

※4. 物足りず 5. 関心なしは各1%

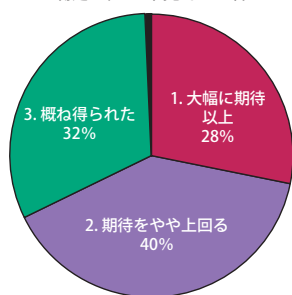


図2 講義の満足度

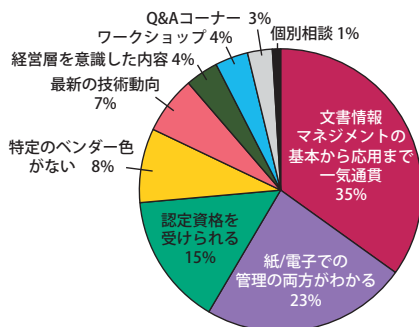


図3 本認定セミナーを選んだ理由

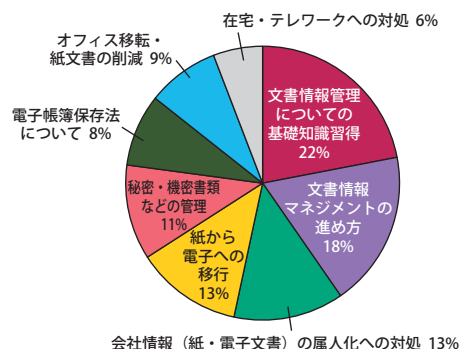


図4 この認定セミナーに期待すること

委員会からの抱負と提言

文書情報マネージャー認定資格セミナーは、実際に文書情報(紙文書、電子文書)を取り扱う部門やサポート部門に属し、文書管理や情報管理について最適な方法を立案し改善・改革に取り組む人材、または経営トップを支えるスタッフ部門や業務改革推進部門、DX推進部門に属し、攻めの姿勢で文書情報マネジメントを通じて社内改革を実行できる人材の育成を目指してきました。

今では生成AIなど技術の進歩は目覚ましく、来年度からは自治体向けの公文書管理セミナーの開始を目指しています。これまで委員会のメンバーが講師を担当してきましたが、今後は委員に限らず、専門的な知識を持つ適切な講師を選定し対応していきたいと考えています。また、時代の変化に敏感な人材を募集し、委員会の活性化を図りたいと思います。

関西イメージ情報業連合会がセミナー&ビアパーティを開催! ～東海イメージ情報業連合会も参加し、大盛況～



関西イメージ情報業連合会 (KIU) は、2024年8月8日大阪京橋のTHE GARDEN ORIENTAL OSAKAでセミナー&ビアパーティを開催しました。今回は東海イメージ情報業連合会 (TIU) からの参加もあり、計40名が集まりました。セミナーでは業界の最新動向が紹介され、続くビアパーティでは参加者が楽しく交流し、親睦を深める時間となりました。

関西イメージ情報業連合会 (KIU)

会長 関 雅夫

関西イメージ情報業連合会 (以下KIU、会長・関 雅夫氏) は2024年8月8日 (木) 大阪・京橋のTHE GARDEN ORIENTAL OSAKAにてセミナー&ビアパーティを開催しました。今回は東海イメージ情報業連合会 (以下TIU、理事長・野崎真市氏) からも4社5名も加わり合計40名の参加を得ました。



KIU会長・関 雅夫氏の
開催挨拶

セミナーは2本立てでセミナー第1部では公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会 (以下JIIMA) 副理事長の廣岡潤氏による「JIIMAビジョンを実現させるための取り組み」についてのご講演をいただきました。JIIMAがデジタル社会の加速するなかJIIMAビジョンに向かっていろいろな施策を行われ業界を導いて行って下さるのが理解

できました。日頃のご尽力に感謝する内容となりました。

セミナー第2部は、株式会社PFU ドキュメントイメージング事業本部 シニアマネージャー 村上忠夫氏による「ドキュメントソリューションの市場動向や業務効率化されたお客様事例、スキャナ・AI-OCR の製品・機能 ご紹介」についてのご講演をいただきました。イメージスキャナとOCRについての最新の情報や方向性を知ることができました。



村上氏による講演では、ドキュメントソリューションの市場動向や事例紹介などが語られた

セミナー終了後、懇親会場である屋上 (ルーフトップ) へ移動しました。この会場は格式高い歴史的建造物で、緑豊かな4,000坪の敷地を誇る都会の



新たなJIIMAビジョンの取り組みについて語る廣岡副理事長





大いに盛り上がったビアパーティの様子

迎賓館である旧大阪市公館をリノベーションした施設です。夕刻17時から始まりましたが、まだ陽も明るく、連日の35度を超える酷暑の中、懇親会としてビアパーティが開かれました。KIUの懇親会では参加者全員が前に出てスピーチするのが恒例行事となっており、今回も東京からの講師や東海からの参加者を含め、仕事やプライベートについて話し合いました。歌も飛び出すなど、大いに盛り上がりしました。

約20年前までは、KIU会員各社はマイクロフィルムを中心にほぼ同じ方向を向いていましたが、デジタル化が進むにつれて各社の目指す方向や関心が変わりつつあります。そのため、会員各社にとって関心のあるテーマを設定し、セミナーを開催することが難しくなりました。しかし、今回はテーマが会員各社にとって関心が高く、久々のセミナーということもあって、大成功

となりました。

業界団体としての事業運営は親睦や懇親が中心にならざるを得ないのが現実です。ただ、心がけているのは、参加して楽しかった、また参加したくなる、記憶に残る会にすることです。今回はTHE GARDEN ORIENTAL OSAKAの屋上で、クーラーなしの酷暑の中、TIUの皆様も加わっていただき、参加者一同が楽しく過ごせる記憶に残る会になったのではないかと考えています。

会員各社の方向性は多少異なっても、会員が集い情報交換し、楽しい時間を共有することで、AIでは生み出せないビジネスのヒントを得るとともに、会員同士の信頼と結束を深めていければと思います。

入会のおすすめ

公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会に入会しよう!!

日本文書情報マネジメント協会 (JIIMA) は内閣総理大臣から認定された公益法人です。設立65年の歴史を誇り、国際規格ISO/TC171(文書管理アプリケーション)の日本審議団体でもあります。文書情報マネジメント関連国内唯一の団体で、会員企業も中小から大企業まで全国にわたり、その数は199社を数えています。

委員会活動、各種セミナー・研修会への参加、展示会の出展に有利な条件で参加できるなど特典も豊富。学識経験者を交えての啓発活動は、必ずや企業価値を高めてくれるでしょう。ビジネスの分野を広げ、発展させる絶好のチャンスです。ぜひご入会ください。

入会金・年会費はホームページにてご確認ください。また入会のための入会申込書は下記URLよりダウンロードできます。

<https://www.jiima.or.jp/>「入会案内」よりアクセスしてください。

会員の特典

- 各種委員会に参加でき、具体的な活動の中で、視野を広げ、交流を深めることができます。
- 各種セミナー、研修会、展示会の出展に安価な費用で参加できます。
- JIIMAの最新活動をメールマガジンなどで優先的に入手できます。
- マネジメント導入事例、最新の技術動向、国内・海外事情など、有益な情報をいち早く入手できます。
- 各種参考出版物、商品(解像力試験標板、試験図票、ターゲット)が割引価格で購入できます。

入会に関するお問合せは HPにある「問い合わせ」フォームまで

経済産業省 「生成AI時代のDX推進に必要な人材・スキルの考え方2024」を発表

経済産業省は、デジタル時代の人材政策に関する検討会での議論を踏まえ、「生成AI時代のDX推進に必要な人材・スキルの考え方2024」～変革のための生成AIへの向き合い方～を発表した。

発表の背景として、生成AIの技術は、生産性や付加価値の向上等を通じて大きなビジネス機会を引き出すとともに、さまざまな社会課題の解決に資することが期待され、2023年8月に同報告書を取りまとめた。

2023年10月以降、「デジタル時代の人材政策に関する検討会」において、企業や専門家のヒアリングを重ね、今般、生成AIの利活用を妨げる課題と解決に向けた示唆、生成AI時代のDX推進人材のスキル、政策対応を取りまとめた。それら内容のポイントは以下の通り。

- (1) 生成AIの利活用の現在地
- (2) 生成AI利活用の段階と課題、解決策と今後
- (3) 生成AI時代のDX推進に必要な人材・スキル
- (4) 生成AIを踏まえた人材・スキルの在り方に関する対応

関連資料や内容その他の詳細については、以下のサイトで公開されている。

https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/digital_jinzai/20240628_report.html

ウイングアーク1st 文書情報管理士が実施する電子帳簿保存法対応済み企業向け「プロレクチャー電帳法点検」サービスを提供開始

ウイングアーク1st株式会社(会員No.1016、代表取締役・社長執行役員CEO社長・田中 潤氏)は、電子帳簿保存法(以下、電帳法)対応済み企業に向けた支援サービスとして法対応専門部隊による「プロレクチャー電帳法点検」の提供を開始した。



「プロレクチャー電帳法点検」は、「invoiceAgent」の購入の検討、または既に購入されている企業を対象として、電帳法対応に必要な電帳法対応帳票の洗い出しから、電帳法要件の検討、電帳法システム対応の検討、各種書類や規程の作成、電帳法よろず相談などの調査項目を軸に、同社の文書情報管理士がレクチャーやQ&Aを実施するサービス。

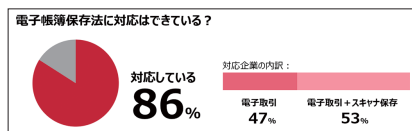
支援方法は、専用のお問い合わせ窓口の設置後、メールまたはオンラインミーティングを行うもので、支援期間は最大1ヶ月、支援時間は最大10時間となっている。

詳細については、以下のURLから確認できる。

<https://corp.wingarc.com/public/202408/news2756.html>

リコージャパン 改正・電子帳簿保存法への対応状況に関する調査を実施

リコージャパン株式会社(会員No.1054、社長執行役員・笠井 徹氏)は、取引のある全国の中堅中小企業に対し、2022年1月施行された改正・電子帳簿保存法(以下、電帳法)への対応状況に関する調査を実施し、その結果を発表した。同社では調査の結果、「電帳法に適した業務運用体制になっていない」、「法対応により業務量が増えた・業務効率化が必要」という実態が見えてきたと解説している。



- ・「電子帳簿保存法に対応できている」と回答した企業は86%と8割を超える
- ・書類を電子データとして保存する際、電帳法に対応した専用システムや基幹システムを利用(導入)していない企業は4割強。また基幹システムに保存している企業のうち56%が、保存先として

ファイルサーバー等も併用

- ・データを保存する際に、ファイル名やフォルダ名にルールを設けているお客様の割合は41%
- ・電子帳簿保存法やインボイス制度などの法対応により業務が「とても増えた」と回答した割合が41%、「やや増えた」と回答した割合が46%で、全体の87%が制度対応による業務の増加を感じている
- ・法対応による負担増加により、業務効率化の必要性を「感じる」と回答した割合が60%、「やや感じる」と回答した割合が33%で、全体の93%が経理業務の効率化の必要性を感じ、改善が必要と考えている状況

こういった法対応を受けての適切な業務の確立に寄与するため、同社では自社のサービスである「RICOH 証憑電子保存サービス」にタイムスタンプを標準実装することで、電子取引データの真実性を確保するための事務処理方法をお客様が規定し作業する必要がなくなるため、膨大な手間や工数の削減に繋がるとしている。

これら調査結果の詳細については、下記URLから確認することができます。

https://jp.ricoh.com/-/Media/Ricoh/Sites/jp_ricoh/release/2024/pdf/0903_1.pdf

TOKIUM 「インボイス制度に関する実態調査」を実施

株式会社TOKIUM(会員No.1042、代表取締役・黒崎 賢一氏)は、全国の請求書の受領および処理に携わる従業員1,100名を対象に、2023年10月に施行されたインボイス制度が請求書処理業務にどのような影響を与えているか、また2023年12月末に宥恕期間が終了した電子帳簿保存法についても調査し、その結果を発表した。

2人に1人は業務時間が増加

インボイス制度に関する実態調査

TOKIUM



調査サマリーとして、同社では以下の点をあげている。

1. インボイス制度施行後、半数以上が請求書処理にかかる業務時間が増加
2. 主たる要因は、受領および発行した請求書がインボイス制度に対応しているかの確認作業
3. 電子帳簿保存法への対応でも約半数は業務負担が増加しており、特にシステムを導入していない企業では業務負担が大幅に増加している

同社では、インボイス制度開始からおよそ1年が経過しても、なお2人に1人が請求書処理の業務時間が増えたと回答していること、そして電子帳簿保存法への対応も請求書処理の業務負担に影響を与えていることが明らかになったと今回の調査結果から解説している。

これら調査結果の詳細については、下記URLから確認することができる。

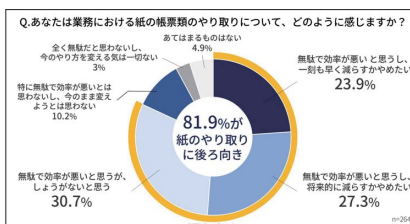
<https://corp.tokium.jp/news/rbqls56xx/>

インフォマート「バックオフィスの課題に関する調査」を実施

株式会社インフォマート（会員No. 1074、代表取締役社長：中島 健氏）は、プロパティマネジメント業界で働く274名を対象に、バックオフィスの課題に関する調査結果を発表した。

調査サマリーとして、同社では以下の点をあげている。

- ・1ヵ月に処理する帳票類は平均「723枚」。そのうち、紙の書類は平均「452枚」
 - ・紙の帳票類の処理にかかる時間は1枚あたりおよそ「8分」。年間人件費に換算すると「約93万円」に
 - ・紙の帳票類のやり取りについて8割以上が「やめたい」等、後ろ向きな回答
 - ・帳票類のシステムへの転記、3割以上が「Excelやスプレッドシートから」
 - ・7割以上がExcelやPDFの情報をシステムに転記する作業を「無駄」と回答
 - ・半数以上がExcelやPDFの情報をシステムへ転記した後の「突合作業」を問題視
- この調査結果から同社では、人材不足が叫ばれる昨今、業務の無駄を無くし、効率化を図ることは非常に重要であるこ



と。そして帳票類を、紙やPDF等の「アナログデータ」のままにすると、多くの煩雑な業務が発生することはもちろん、人件費や保管費等、あらゆるコストが発生するため、「アナログデータ」を「デジタルデータ」に置き換え、全てをデータで管理することで、業務効率化やコスト削減の近道になると解説している。

これら調査結果の詳細については、下記URLから確認することができる。

https://corp.infomart.co.jp/news/20240820_5549/

ITR 電子請求書受取サービス市場規模推移および予測を発表

独立系ITコンサルティング・調査会社である株式会社アイ・ティ・アール（代表取締役：三浦 元裕氏、以下、ITR）は、国内の電子請求書受取サービス市場規模推移および予測を発表した。

電子請求書受取サービス市場の2023年度の売上金額は190億円、前年度比82.0%増となった。2024年度も同55.7%増と高い伸びが見込まれている。インボイス制度や改正電子帳簿保存法への対応、請求書データの会計システムへの取り込みや仕訳データの作成などの経理業務の効率化やペーパーレス化の推進などの高い需要によって、市場は好調に推移しており、このような動きから参入ベンダーも増加。同市場のCAGR（2023～2028年度）は22.5%、2028年度には525億円に達すると予測している。

ITRのプリンシパル・アナリストである三浦 竜樹氏は、「請求書の電子化において、発行サービスの市場が先行して形成されましたが、2021年度以降は後発の受取サービス市場がより高い伸び率で成長し続けています。ペーパーレス化は請求書発行／受取に共通する目的ですが、受取

サービスでは、会計システムへの手入力を自動入力へ移行することによる業務効率化へのニーズがより高いといえます。今後も生成AIの活用によって自動入力の精度向上が見込まれることから、同サービスへの期待はさらに高まると考えます」とコメントしている。

<https://www.itr.co.jp/topics/pr-20240827-1>
（2024年8月27日付ITRプレスリリースより）

各社ニュース

JJIMAに寄せられた情報にて構成
スペースの関係上、記載の省略あり

移転のお知らせ

株式会社 アイコム（会員No.1089）

〒194-0022

東京都町田市森野1-36-2 セレストエ町田



【デジタルドキュメント2024】開催決定！

— 事前登録受付中 —

デジタル新時代、今こそ
経営課題解決のチャンス！
～ DX加速、AI進化に備える
業務のデジタル化 次の一手 ～

国税庁による特別講演、ベストプラクティス賞の受賞事例も無料で一挙公開！

開催日程：

2024年11月13日（水）～ 11月27日（水）

開催方式：

オンライン（特設サイトでのオンデマンド動画配信）

事前来場登録用URL

https://www.jiima.or.jp/dd2024_entry/



新品として品質を保証したA3カラー複合機 「ApeosPort-VII C R」シリーズ

富士フイルムビジネスインノベーション(株)

資源循環の促進に向けて、業界最多の商品ラインアップへ 使いやすさを向上した再生機

■特長

- 印刷速度70～25枚/分(カラー A4ヨコ)の幅広い速度レンジに対応した商品ラインアップ。
- 業界最小クラスのトナー粒径を誇る Super EA-Ecoトナーを採用し、1200×2400dpiの高解像度出力を実現。また、Super EA-Ecoトナーは従来のEA-Ecoトナーよりも定着温度が約10℃低いいため、低消費電力化の実現に貢献。
- Smart WelcomEyesでセンサーがユーザーを検知し、自動的にスリープ

モードを解除。「省エネ」と「使いやすさ」の両立を実現。

- 「速熱IH-Fuser」を採用し、スリープモードからの復帰時間5秒以下を実現。電力消費量の低いスリープモード利用と使いたい時にすぐに使える利便性を両立。
- スマートフォンで採用されているタッチやスワイプ操作に対応したチルト機能付き10.1インチの大型操作パネルを新たに搭載し、軽快な操作性を実現。
- センタートレイにお知らせライトを新たに搭載。出力用紙の取り忘れを防止。
- 軽いついで自動的に閉じる引き込みトレイを新たに搭載。

■価格(税別) すべてオープン価格

ApeosPort-VII C7773 R
ApeosPort-VII C6673 R
ApeosPort-VII C5573 R
ApeosPort-VII C4473 R
ApeosPort-VII C3373 R
ApeosPort-VII C2273 R

■お問い合わせ先
富士フイルムビジネス
インノベーション

お客様相談センター

TEL.0120-27-4100 (9:00～12:00、
13:00～17:00 土・日・祝日を除く)

<https://www.fujifilm.com/fb/>



ApeosPort-VII
C7773 R

モノクロプロダクションプリンター 「RICOH Pro 8420S/Pro 8410S/Pro 8400S」 「RICOH Pro 8420Y/ Pro 8420HT/Pro 8410Y/Pro 8410HT」

(株)リコー

高品質と高生産性を両立、環境に配慮した設計・機能でサステナブルな社会の実現に寄与

■特長

- 前身機を引き継ぐ高品質とユーザビリティ向上で安定した稼働をサポート。
- 面発光型半導体レーザー VCSEL^{*}1 技術を搭載し、解像度2,400×4,800dpiの高画質を実現。



RICOH Pro 8420S (オプション装着)

載し、解像度2,400×4,800dpiの高画質を実現。

- スキュー(紙の傾き)補正を行うメカニカルレジストレーション機構に前身機で搭載した CIS (Contact Image Sensor) を採用することで、濃色紙や濃色デザインのプレプリント紙など、これまで読み取りづかった用紙でも端部を正確に検知し、正確な搬送を継続。台形での表裏画像倍率補正が可能。
- リコーのオフィス向け複合機と同じ操作部を採用。アプリケーションサイトからさまざまなアプリケーションの活用が可能。

※1 Vertical Cavity Surface Emitting Laser。多ビームによるレーザー書き込みが可能な技術。

■価格(税別)

コピー/プリンター/スキャナー機能搭載機

RICOH Pro 8420S 9,922,000円

RICOH Pro 8410S 7,865,000円

RICOH Pro 8400S 5,445,000円

プリンター機能のみ

RICOH Pro 8420Y/Pro 8420HT

8,933,000円

RICOH Pro 8410Y/Pro 8410HT

6,876,000円

※各機種の仕様と機能等はホームページを参照

https://jp.ricoh.com/release/2024/0909_1

■お問い合わせ先

リコーテクニカルコールセンター

TEL: 0120-892-111

<https://jp.ricoh.com/>

操作性と環境性能を向上したA3ノビ対応の高生産ビジネスインクジェット複合機&プリンター 「PX-M7120F/PX-M7120FP」「PX-S7120/PX-S7120P」

エプソン販売(株)

『PX-M7120Fシリーズ』『PX-S7120シリーズ』の全4機種を発売

■特長

- PrecisionCoreプリントヘッドを搭載。ノズルの高密度化とヘッドの進化により、1分間にカラー24枚(注)、モノクロ25枚(注)の高速連続プリントを実現。短いウォーミングアップタイムにより、カラー/モノクロとも5.5秒(注)の高速ファーストプリントを実現している。
- 最大5WAY給紙で1,985枚(用紙カセット1:250枚+背面手差しトレイ:85枚+増設カセット:550枚×3)の大量給

紙が可能。また、カラー約8,000枚(注)・モノクロ約11,500枚(注)がプリント可能な大容量インクカートリッジと合わせ、用紙補給やインク交換の手間を軽減するとともに、総印刷枚数60万ページ(注)の耐久性で業務プリントをしつかりサポート。

- 新しいUIを搭載した操作パネル、汚れにくいシートキーを採用した操作ボタン、新しいデザインのインク窓など、ストレスなく快適に操作できるよう使い勝手を向上。

注)印刷スピード、印刷可能枚数の算出方法耐久性の数値についてはエプソ

ンのホームページを参照。

<https://www.epson.jp/>

■価格(税別)

すべてオープン価格

PX-M7120F

PX-M7120FP

PX-S7120

PX-S7120P

■お問い合わせ先

エプソン販売(株)

お問い合わせ先

TEL: 050-3155-8700

(9:00～17:30 日・祝日を除く)



PX-M7120F/
PX-M7120FP

レコード・磁気テープをめぐる記憶

志度寺／記録資料研究所
けつ つか まり
毛塚 万里



みなさんは幼少時、初めて一人で操作がOKになった音声や映像の再生機器は何でしたか？ 録音・録画操作まで広げると、カセットテープ（コンパクトカセット）とラジカセ、CDやDVD、ビデオテープのプレーヤー（テレビと一体型で録画可能なものもありました）、PCやスマートフォン、タブレット端末など、世代や親族の影響・生活スタイル等によって違いがあると思います。

私は、レコードとレコードプレーヤーでした。NDL「リサーチ・ナビ」録音・映像関係資料の解説どおり、1970年代の子ども向け雑誌などの付録として、レコードは身近な存在でした。3歳上の兄分とともに、子ども用ドーナツ盤やソノシート（フォノシート）を入れる紙箱と、持ち運べる手動プレーヤーが遊具の一つでした。幼稚園か小学校低学年の頃。ある着せ替え人形メーカーでレコードプレゼント企画がありました。それはやわらかいソノシートではなく、ポリ塩化ビニールのEP盤で、何と、割れた状態で我が家に届いたのでした。親に言えず、同封アンケートにそっと書いて投函するのが精一杯。そうして数日が過ぎ、「ワレモノ注意」明記の封筒が到着。大好きな人形の声が聴けました。その声よりも、回答一読後、すぐ詫言状と再送を手配した大人の対応が強く心に残りました。

第2回で触れましたが、父の家族記録は写真＝静止画のみ。家庭用の動画（映画）撮影機材「8ミリ」は家にありませんでした。幼稚園友人宅で、襖の白地部分に投影された、音声なし、小さなコマの中で人物が動く数分間の白黒映像が、最初の8ミリ視聴体験です。

視聴覚資料の2025年問題関連で、磁気テープ以前の音声・映像資料であるレコードやCDを今年は教室に持ち込みました。教室一番前の机で陳列しました。見学時間確保のため、授業は早めに終了。「身近で体験ありの学生は来ないはず」。その予想どおり見学者は数名でしたが、「初めてレコードにさわりました」と語る学生がおりました。

「レコードにはA面とB面がある。シングル盤だと、どちらに収録されるかで意味が違う」という話をするには、実物がなければピンときません。レコードは、中心の穴と縁に指を掛けて持ちます。手が大きくても、直径30cmのLPレコードをこの持ち方で扱うのは非常に不安定です。標準婦人手袋がきつい大きな手の私でも、この持ち方はシングル盤のみ可。LPは両端を両手で持ち、トレーへの着脱を行いまし

た。レコードをかけている時は静かに歩き、振動で音が飛ばないように気を遣いました。手動で針を置く時の、得も言われぬ緊張感。傷がついて針が飛ぶようになった時の寂寥感。底が半円形の収納用ポリエチレンの中袋にレコードを戻したあと、開口部を上にして、しわがよらないようにジャケットの中に慎重にしまったこと。LPレコードもオーディオセットも高価でした。いま振り返ると、壊れやすいモノを大切に扱う基本を身に着ける機会にもなっていました。45回転・33回転をわざと違えてふざけたりもしました。

カセットテープにもA面とB面があります。2004年頃、ある学会催事で録音を任された院生が、テープを裏返す操作を知らず、片面のみの録音を続けて用意が不足、買い出しに走る出来事がありました。オートリバース機能がない機材は初めてだったのでしょう。

家庭や個人用の磁気テープ購入では、長時間タイプを選び、上書き使用を繰り返しました。テープ1本には背や本体に貼るラベルシールが多めに付属。カセットケースにはプラスチック製と紙製があり、前者は折り畳み厚紙（スリーブ）入り。いずれも小スペースヘタイトルや内容詳細を手書きする作業が必須で、テープ本数が多いと、後の分は書き方を略すこともありました。世代交代で当事者が不在になると、ラベルやスリーブの文字情報が、中身を知る唯一の手がかりです。手書き文が判読できなかったり、書様から筆録者を特定することもありました。

ビデオ撮影で家族や仕事の記録を残すことは、家族・同僚・知人に一任してきたので、私は未体験。ビデオ利用はTV番組の録画のみでした。録音テープやビデオテープは端まで巻き取り保管する。これは既知でしたが、立てて保管は、学び直して知りました。CDなどの光ディスク保存の基礎知識も同様です（レコードと同じ持ち方、立てて保存）。実家にあった頑丈な木製サイドボード。レコードの立て収納可が父の購入動機かもしれない。本稿執筆による新推理です。

著者略歴

認証アーキビスト。東京都杉並区生まれ。官民で収集アーカイブズ（含受託）や文書情報管理・教育等の業務を約25年担当。2015年より四国八十八ヶ所第86番札所志度寺学芸員。都内私大で学芸員課程（博物館情報・メディア論／博物館資料論）の非常勤講師も務める。主な著書（共著）に『志度寺縁起絵』（平凡社）、『ミュージアムの情報資源と目録・カタログ』（樹村房）、『これからのアーキビスト』（勉誠出版）など。

逆さまのクリスマス

左利きなので子供の頃から色々なことが逆さまだった。覚えていないが鏡文字と言って左手で絵を描いたり文字を書いたりすると鏡に映したように左右が反転するので親戚の人たちから「頭の中を見てみたかった」と言われたことがある。

このままでは大変と小学校入学前に右手で文字を書く練習をさせられた。ただ、本人は逆さまに書いているという認識が無かったので直すのが大変だったらしく、右手で文字が正しく書けるようになった時点でもうこれで良いやとなったらしい。なので絵を描いたり図や線を引いたりするのは左手のままで、文字の時は右手、それ以外は左手と鉛筆が移動する。

中学校の数学の授業で鉛筆を右左と持ち替えノートを取っていたら「ずいぶんと忙しいな」と普段は怖い先生の表情が逆さまになって楽しそうに笑った。

今、左手で文字を書いてみると、確かに逆さまに書いたほうが書き易いと思うことがある。それは、文字やその並びが右手で書くようにできているからだと思う。

生活面でも、横手の急須でお茶を注ぐ時や駅の自動改札などで戸惑うことがある。そんな中、ファミリーレストランのスーパバーのレードルが、右左どちらでもスープが注げるようになった時は本当に嬉しかった。



皆さんには素敵なクリスマスを

やはり小学生の時、近所の教会のクリスマス会でお祈りの時に手で十字を切るが、右手で頭→胸→左肩→右肩という順番で行うのを左手でやるので頭→胸→右肩→左肩と肩の順番が逆さまになってしまい周りの人に驚かれて左手で良いから正しい順番でやるように直された。

その時は「また逆さまか」と思ったが、最近、ロシア正教会では右手だ自分が左手でやっていた順番で十字を切ることを知った。ただ、ウクライナとロシアの一連のニュースの中で知ったので嬉しい気持ちにはなれなかった。

今年はどんなクリスマスになるんだろう、戦争、紛争、災害、事故、事件、病気、逆さまになってしまった人たちの人生が、いつかもう一度逆さまになって、笑顔を取り戻せば良いのにと願う。
(山際 祥一)

〈広報委員会委員〉

担 当 理 事 河村 武敏(アピックス)
委 員 長 山際 祥一(マイクロテック)
副 委 員 長 長井 勉
委 員 菊池 幸(コニカミノルタジャパン)
夏目 宏子(ナカシャクリエイト)
石川 莉子(富士フイルムビジネスソリューション)
隅谷 寛人(リコージャパン)
小松 浩美(ドキュメント)
事 務 局 山下 康幸

【事務局から】

今年の夏は、記録的な猛暑から巨大台風、パリ五輪や自民党総裁選など話題に事欠かない季節でしたね。季節も秋に変わりあと2ヶ月ちょっとで今年も終わりです。いろいろ目標を立てていましたが、半分も実現できなかったような……。今年ももう2ヶ月しかない、いや、まだ2ヶ月もある。「もう」から「まだ」に思考を切り替えたとき、イノベーションが生まれるという話をついさっき知りました。

IM1・2月号予告

年頭所感
2025年理事からのメッセージ
ベストプラクティス

※本誌内容についてご意見・ご要望等ありましたらJIIMAホームページの問い合わせ窓口までお寄せ下さい。

IM 11・12月号©

2024年 第11・12月号／令和6年10月25日発行 ©日本文書情報マネジメント協会 2024

発 行 人／甲斐荘 博司
発 行 所／公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会 (JIIMA)
〒101-0041 東京都千代田区神田須田町2-19
ライダースビル7階
TEL (03) 5244-4781 FAX (03) 5244-4782
JIIMA Webサイト／<https://www.jiima.or.jp>
編集・制作／日本印刷株式会社

印刷版 (オンデマンド) 定価(1冊) 1,100円 (税込・送料別)
印刷版 (オンデマンド) 年間購読の費用はお問い合わせください
印刷版 (オンデマンド) のお申し込みはJIIMAホームページから。

ISSN 2435-0354
ISBN 978-4-88961-235-6 C3002 ¥1000E

Journal of Image & Information Management (本誌に掲載された写真記事いっさいに関して、JIIMAの許可なく複写、転写することを禁ず)

文書情報マネージャー

第42回認定資格取得セミナー

オンライン新セミナー始動!!
動画自由受講コースも追加!!

開催日程

- 1) 2日間集中コース(ZOOM)
2024年12月5日(木) 6日(金)
※申込締切 12月2日(月)
- 2) 動画配信自由受講コース
2024年11月22日~12月4日動画受講
+ワークショップ 12月5日・6日
※申込締切 11月18日(月)



文書情報
管理士
JIIMA



文書情報

管理士



検定試験

2025冬試験

今、社会では文書管理が重要になっています。
個人情報や営業秘密の保護など、
文書管理の重要性が求められています。
書類を安全に保管するにはどうすればいいのでしょうか？
文書管理が会社の存続に関わるって知っていますか？
また、働き方改革でも紙文書の電子化は
重要なキーワードになります。
安心で社会生産性の高い、デジタルファーストな
電子文書情報化社会の構築をめざして
さあ、文書情報管理士の出番です。



2024年12月20日(金)～2025年2月10日(月)

試験方法／CBT方式 試験会場／全国約350か所

申込期間 2024年11月20日(水)～2025年2月7日(金)

受験料 一般：11,000円(税込) 学生：7,150円(税込)

受験級 2級、1級、上級